

第1章 過労死等の現状

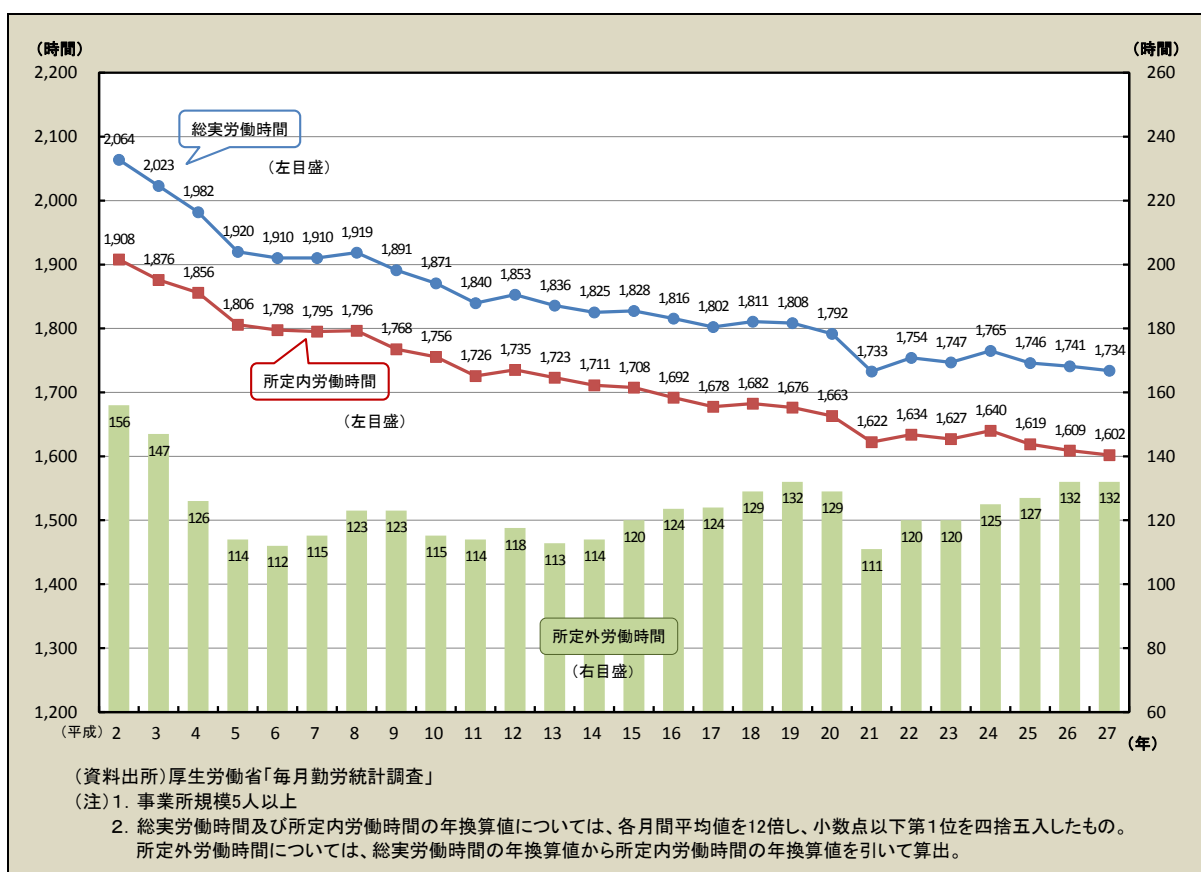
第1節 過労死等の現状

1 労働時間等の状況

労働者1人当たりの年間総実労働時間は、平成5年にかけて大きく減少し、その後も緩やかに減少している。平成27年は前年比7時間の減少となっており、3年連続で減少している。

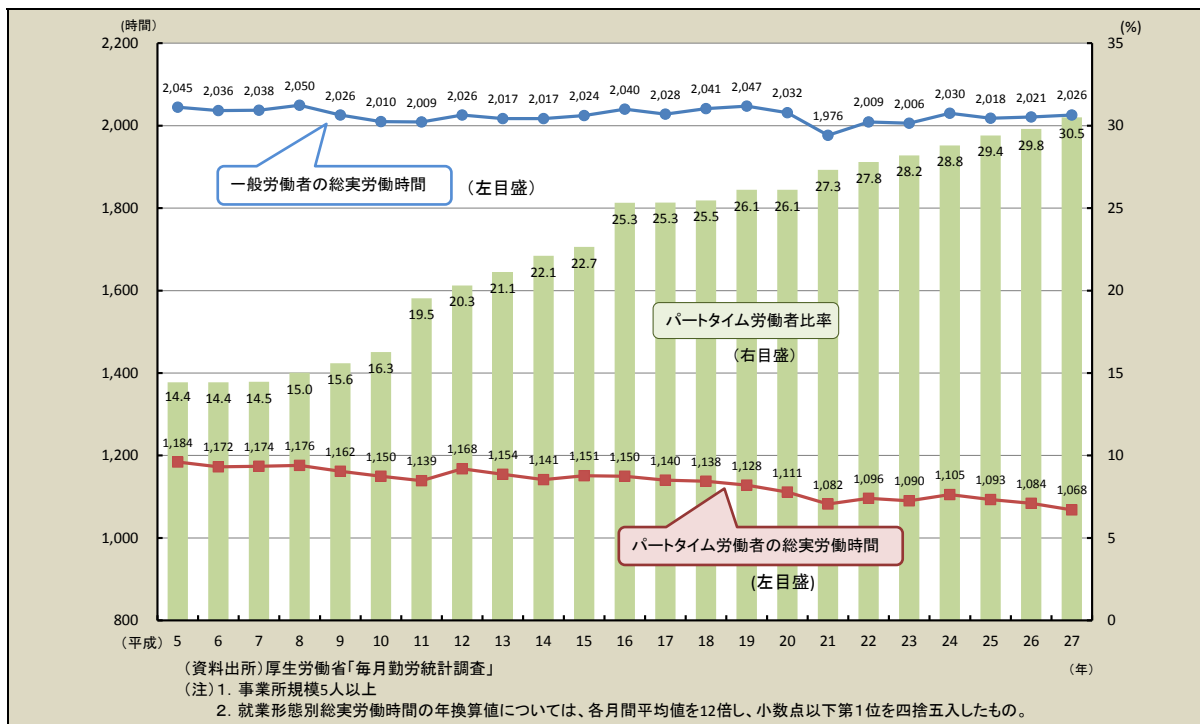
総実労働時間を所定内労働時間、所定外労働時間の別に見ると、所定内労働時間は長期的に減少傾向が続いている一方、所定外労働時間は、過去20年程度、増減を繰り返しつつ、おおむね年間110～130時間の間を推移している。

第1-1図 年間総実労働時間の推移（パートタイム労働者を含む。）



一般労働者とパートタイム労働者の別に見ると、一般労働者の総実労働時間は2,000時間前後で高止まりしている一方、パートタイム労働者の総実労働時間は横ばいから微減で推移している。一方、パートタイム労働者の割合は、近年、増加傾向にあることから、近年の労働者1人当たりの年間総実労働時間の減少は、パートタイム労働者の割合の増加によるものと考えられる。

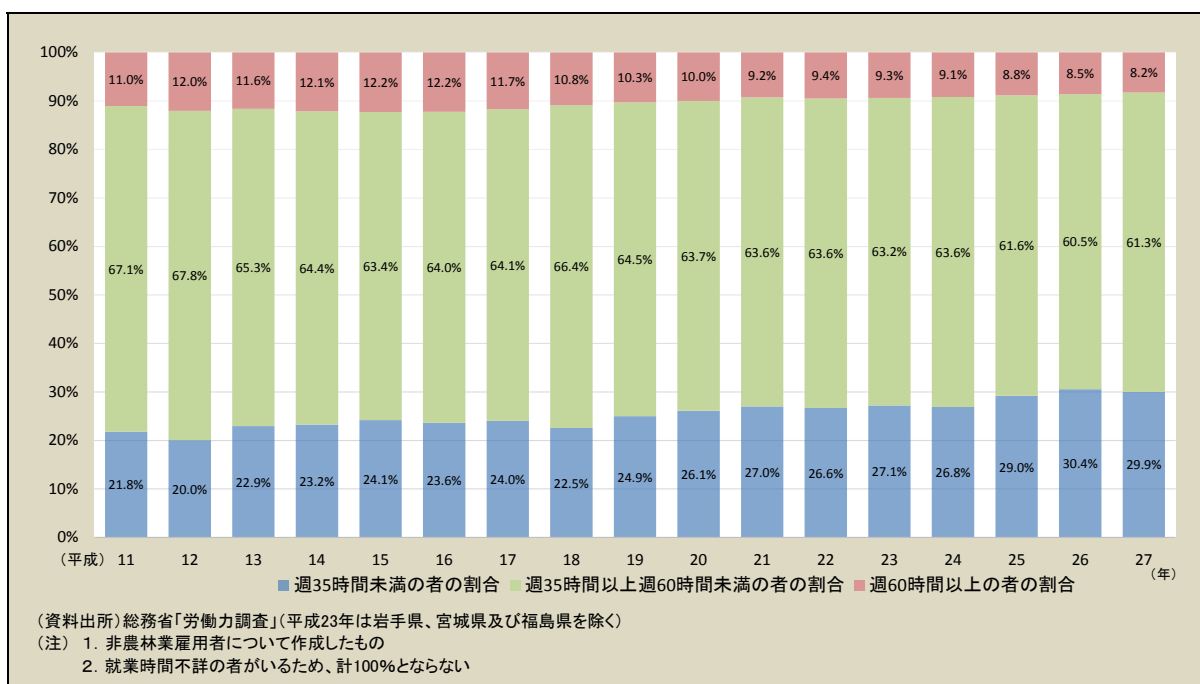
第1-2図 就業形態別年間総実労働時間及びパートタイム労働者比率の推移



ここまでは、労働者の平均労働時間を見てきたが、次に1週間の就業時間が60時間以上の長時間労働者に着目する。

総務省「労働力調査」^{注)}で雇用者(非農林業)の月末1週間の就業時間別の雇用者の割合の推移をみると、1週間の就業時間が60時間以上である者の割合は、最近では平成15、16年をピークとして減少傾向にある。平成21年に大きく減少した後、平成22年に一時増加したが、平成22年以降は緩やかな減少を続けている。

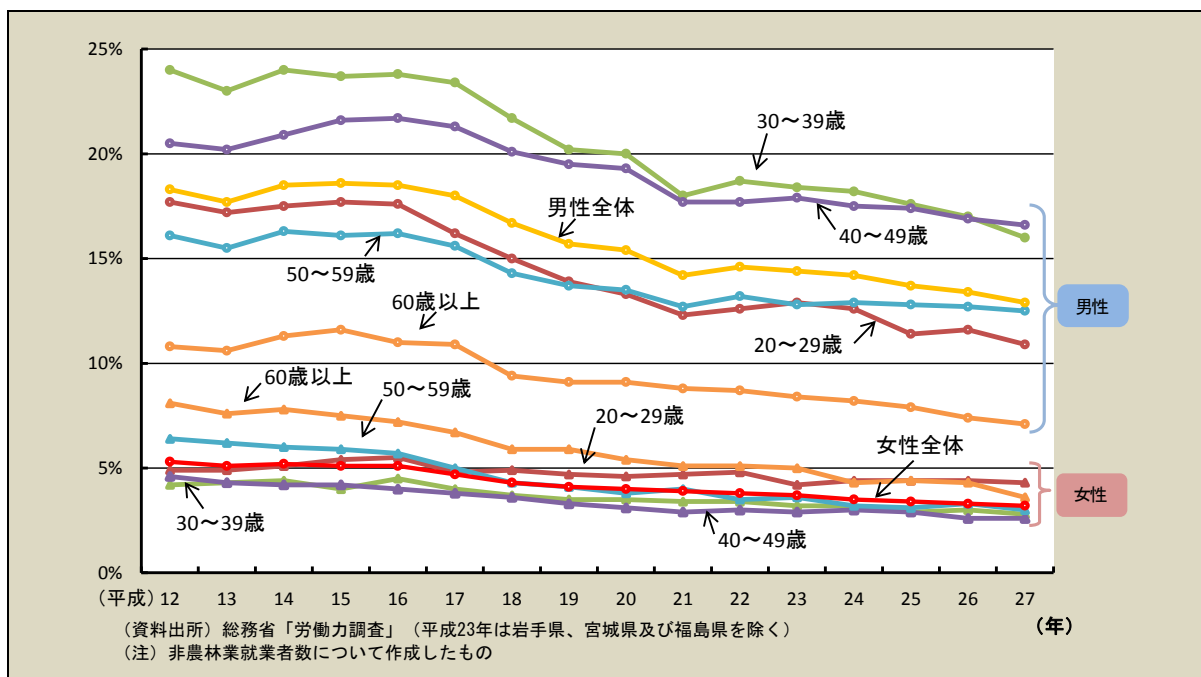
第1-3図 月末1週間の就業時間別の雇用者の割合



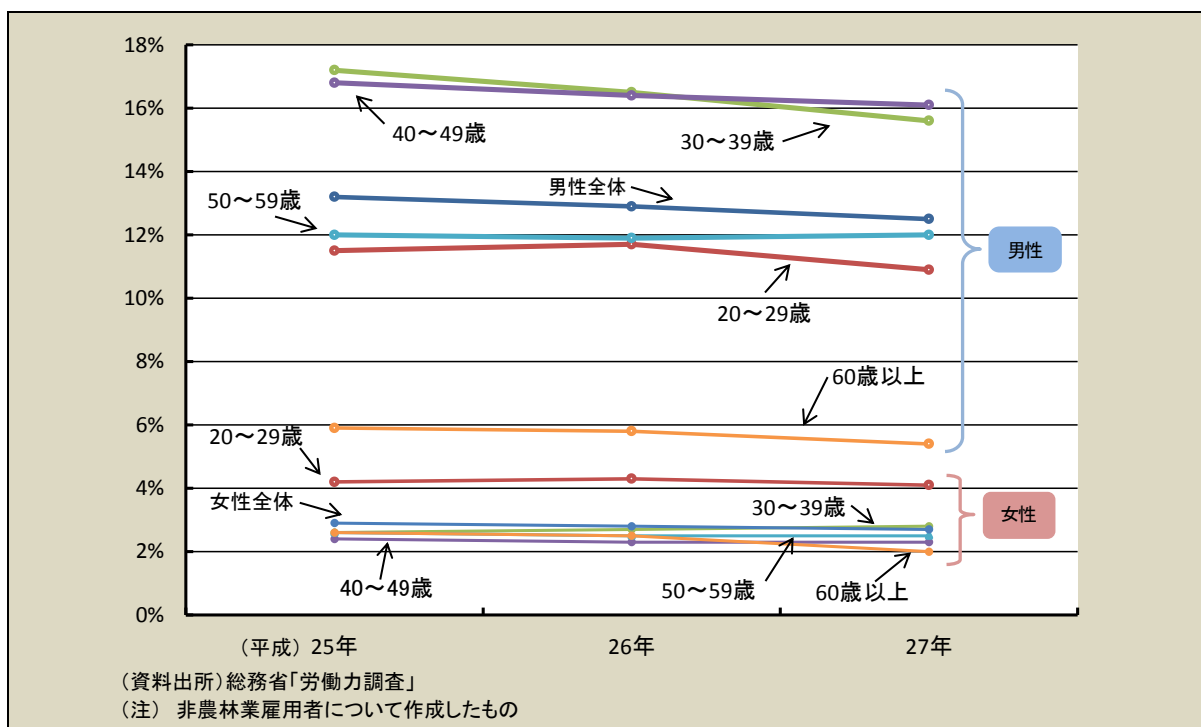
注) 第1-1図等の資料出所である「毎月勤労統計調査」、第1-3図等の資料出所である「労働力調査」は、何れも労働時間(就業時間)を調査しているが、「毎月勤労統計調査」は事業所を対象に調査しているのに対し、「労働力調査」は世帯を対象に調査している。

性別、年齢層別には、就業者の割合についてその推移をみることができ、全年代の男性のうち、30歳代男性、40歳代男性で週60時間以上就業している者の割合が高い。また、直近では、30歳代男性での割合の減少に比べて、40歳代男性での割合の減少幅が小さく、平成27年には、30歳代男性より40歳代男性の方が週60時間以上就業している者の割合が高くなっている。一方、女性については、他の年齢層に比べ、30歳代、40歳代で週60時間以上就業している者の割合が低い。なお、雇用者に占める割合についてみても、30歳代、40歳代の男性で週60時間以上就業している者の割合が高い。

第1-4図 月末1週間の就業時間が60時間以上の就業者の割合（性・年齢層別）

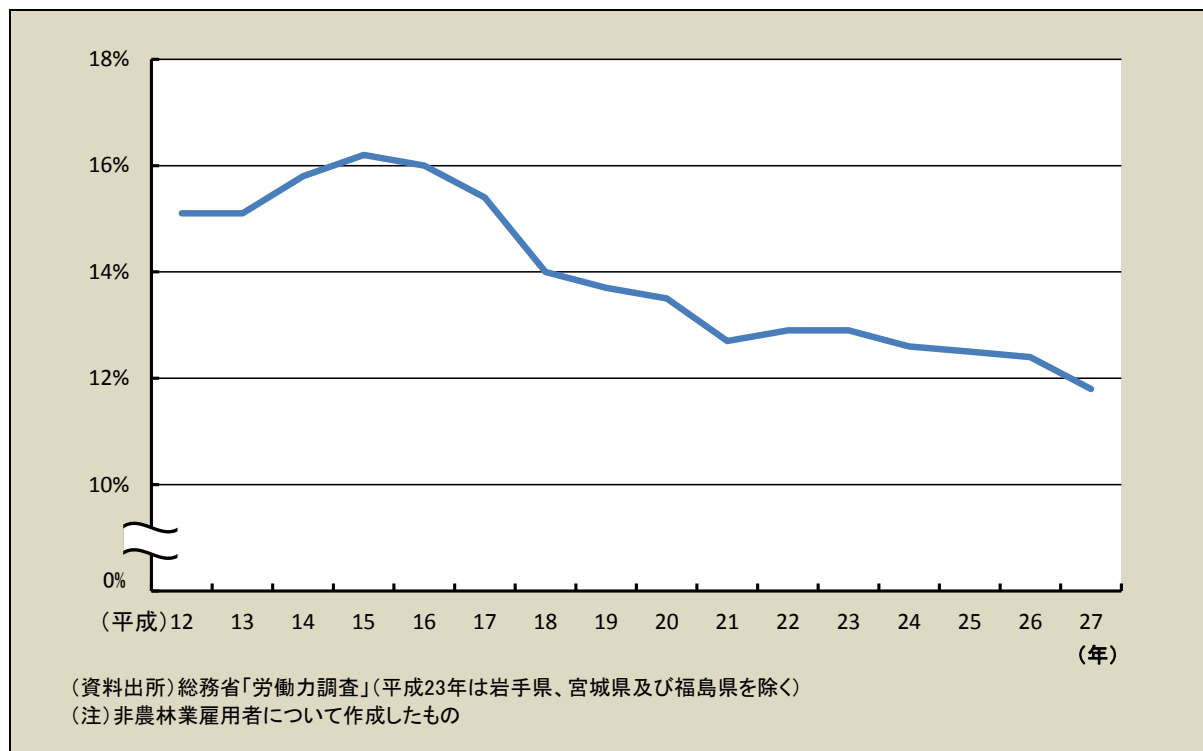


第1-5図 月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合（性・年齢層別）



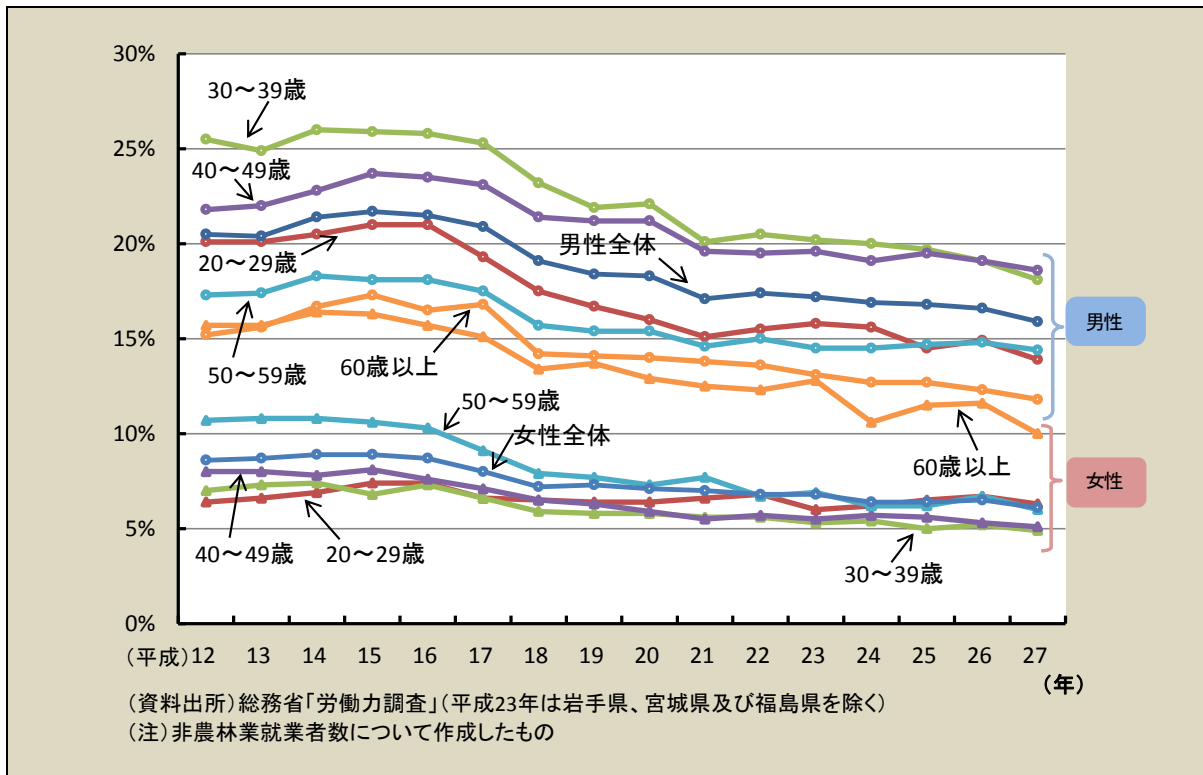
一方、月末1週間の就業時間が35時間未満である雇用者の割合は、近年、上昇傾向で推移しており、こうした短時間労働者の増加により長時間労働者の割合が低下しているようにみえている可能性もある。このため、月末1週間の就業時間が35時間以上である雇用者のうち就業時間が60時間以上である者の割合をみると、平成15年前後にその割合の高まりがみられたものの、それ以降は減少傾向で推移している。

第1-6図 月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合（週間就業時間35時間以上の雇用者に占める割合）

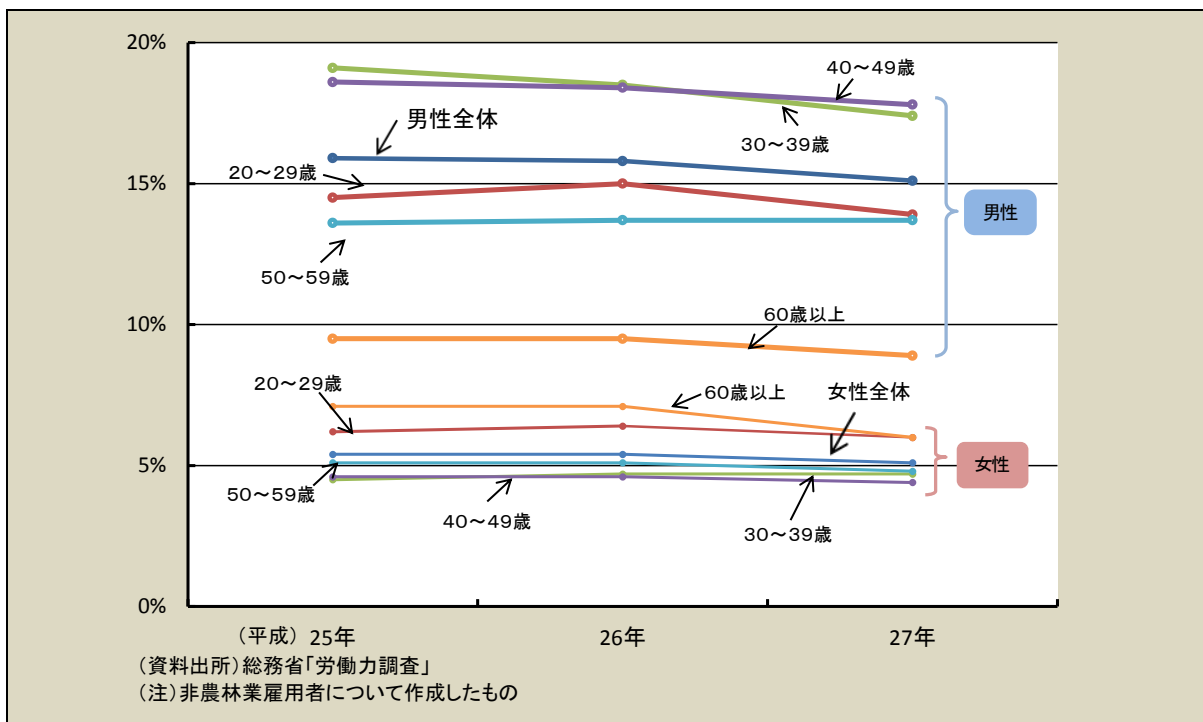


就業者について、性別、年齢層別に月末1週間の就業時間が35時間以上である就業者のうち就業時間が60時間以上である者の割合の推移をみると、就業者全体に占める割合（月末1週間の就業時間が35時間以上である就業者以外も含む。）と同様、男性全体と比較して、30歳代男性、40歳代男性において、その割合が高くなっている。雇用者に占める割合をみても、30歳代男性、40歳代男性で、その割合が高い。

第1-7図 月末1週間の就業時間が60時間以上の就業者の割合（週間就業時間35時間以上の就業者に占める割合）（性・年齢層別）

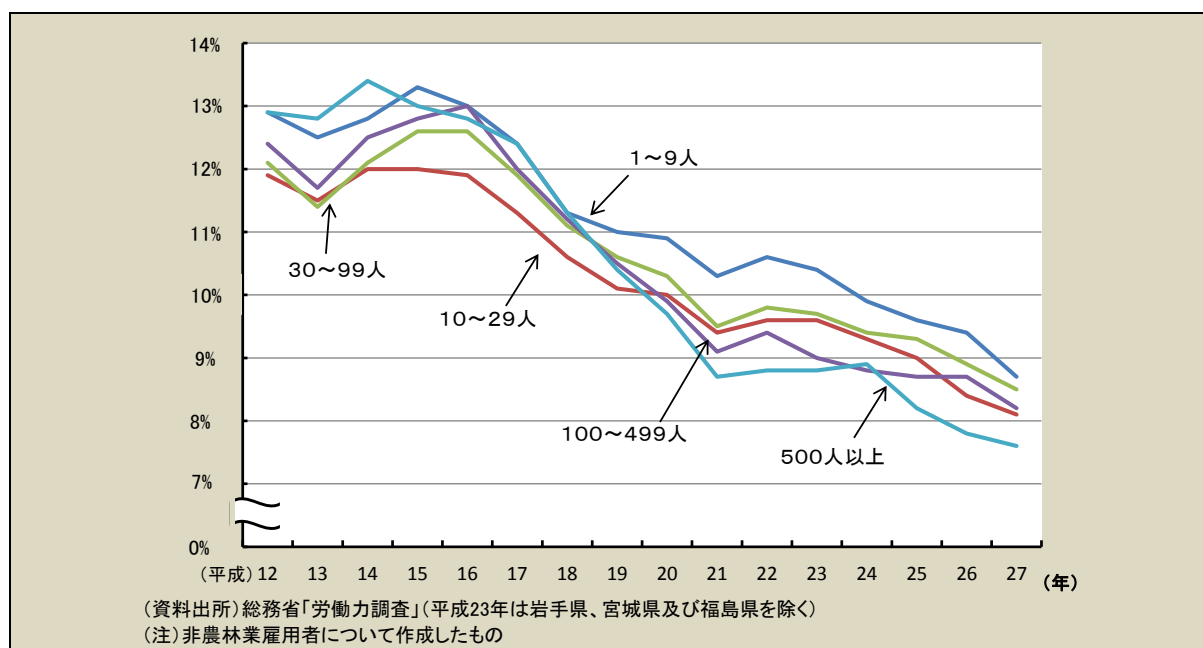


第1-8図 月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合（週間就業時間35時間以上の雇用者に占める割合）（性・年齢層別）

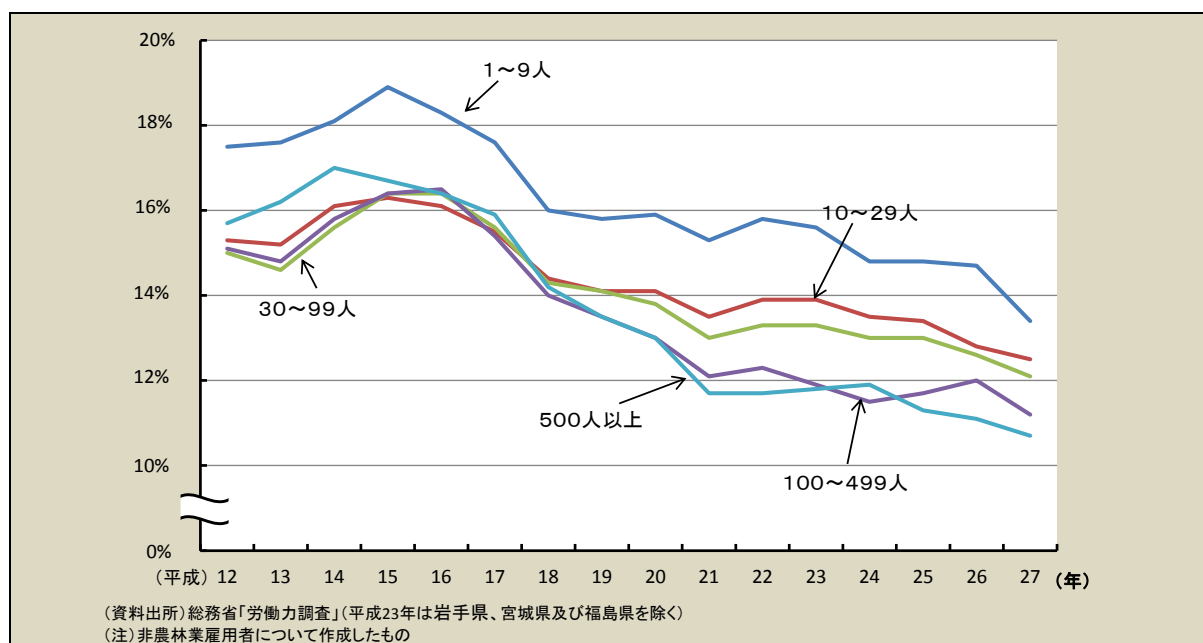


従業者規模別に月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合をみると、規模によりそれほど大きな差異はない。平成27年は、1～9人、30～99人、100～499人、10～29人、500人以上の順に、その割合が高い。月末1週間の就業時間が35時間以上の雇用者に占める割合をみると、最近では規模が小さくなるに従って、その割合が高くなる傾向がみられる。

第1-9図 月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合（規模別）

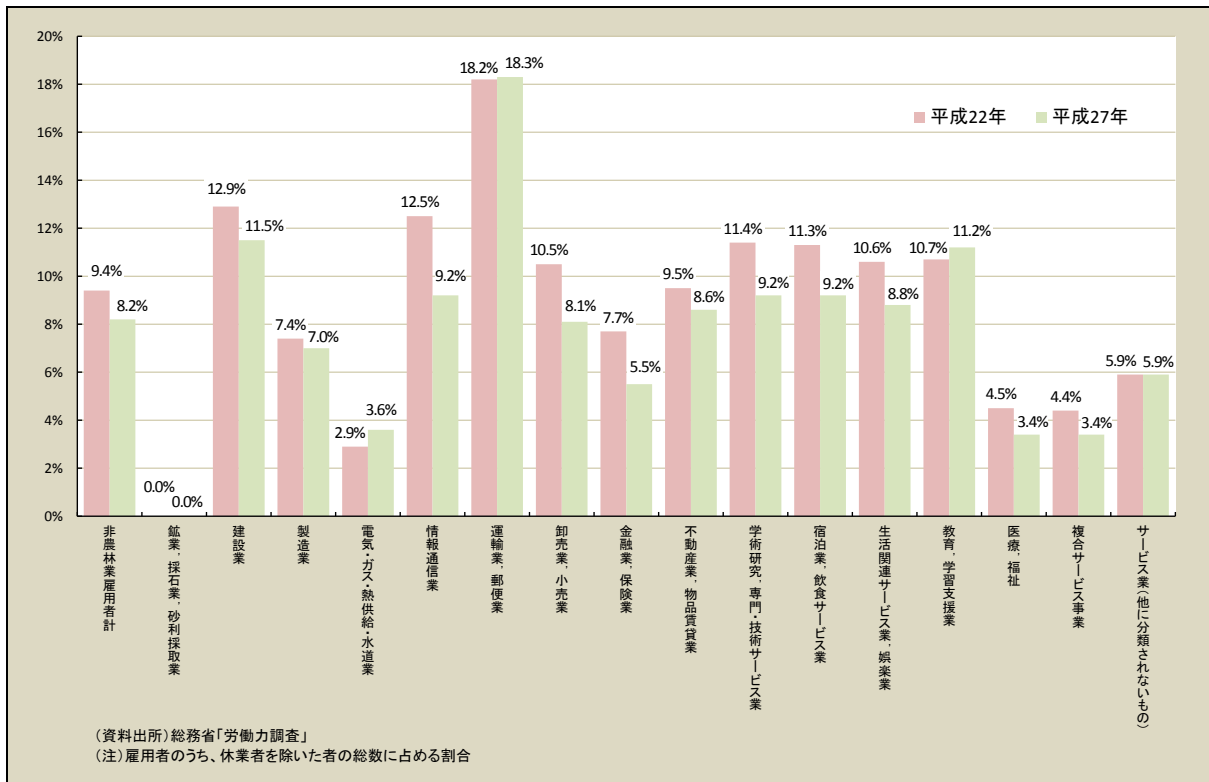


第1-10図 月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合（週間就業時間35時間以上の雇用者に占める割合）（規模別）



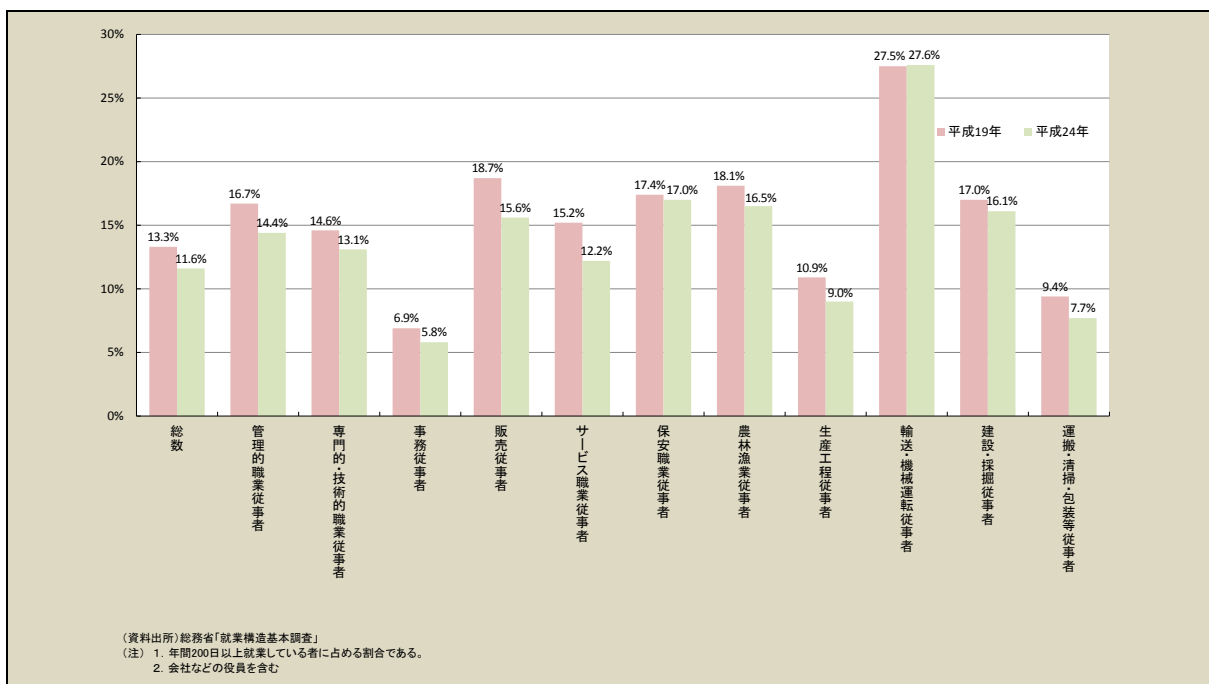
業種別に、雇用者に占める月末1週間の就業時間が60時間以上の者の割合をみると、平成27年は、「運輸業、郵便業」、「建設業」、「教育、学習支援業」の順に、その割合が高く、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」の順に、その割合が低い。また、平成27年の割合について、平成22年と比較すると、多くの業種で減少しているが、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」、「教育、学習支援業」では、その割合が増加している。

第 1-11 図 月末 1 週間の就業時間が 60 時間以上の雇用者の割合（業種別）



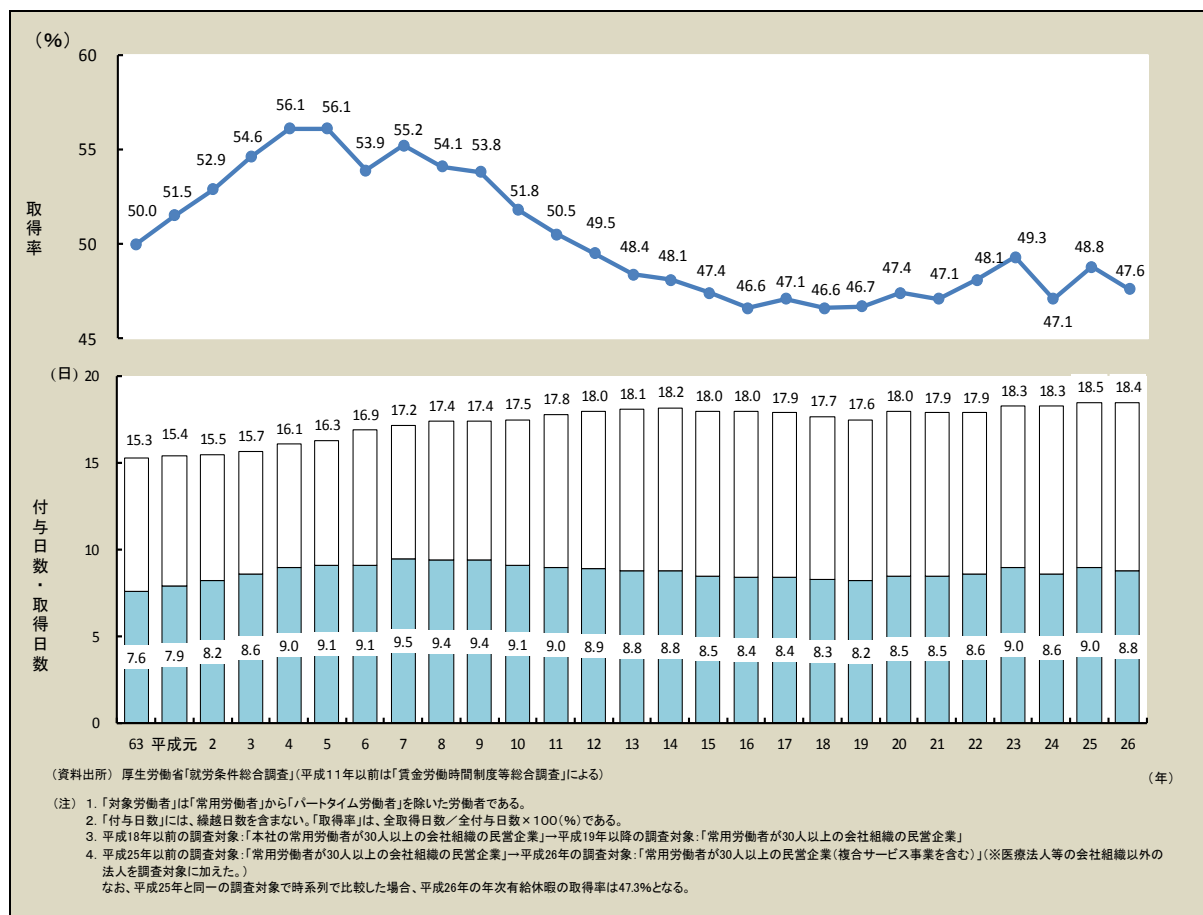
総務省「就業構造基本調査」により、職業別に、年間就業日数が 200 日以上の方のうち、月末 1 週間の就業時間が 60 時間以上の雇用者の割合をみると、平成 24 年は、「輸送・機械運転従事者」で最も高くなっており、次いで、「保安職業従事者」、「農林漁業従事者」の順に高くなっている。一方、「事務従事者」、「運搬・清掃・包装等従事者」、「生産工程従事者」の順に、その割合が低くなっている。また、平成 24 年の割合について平成 19 年と比較すると、多くの職種で減少しているが、「輸送・機械運転従事者」では、その割合がわずかながら増加している。

第 1-12 図 月末 1 週間の就業時間が 60 時間以上の雇用者の割合（職業別）



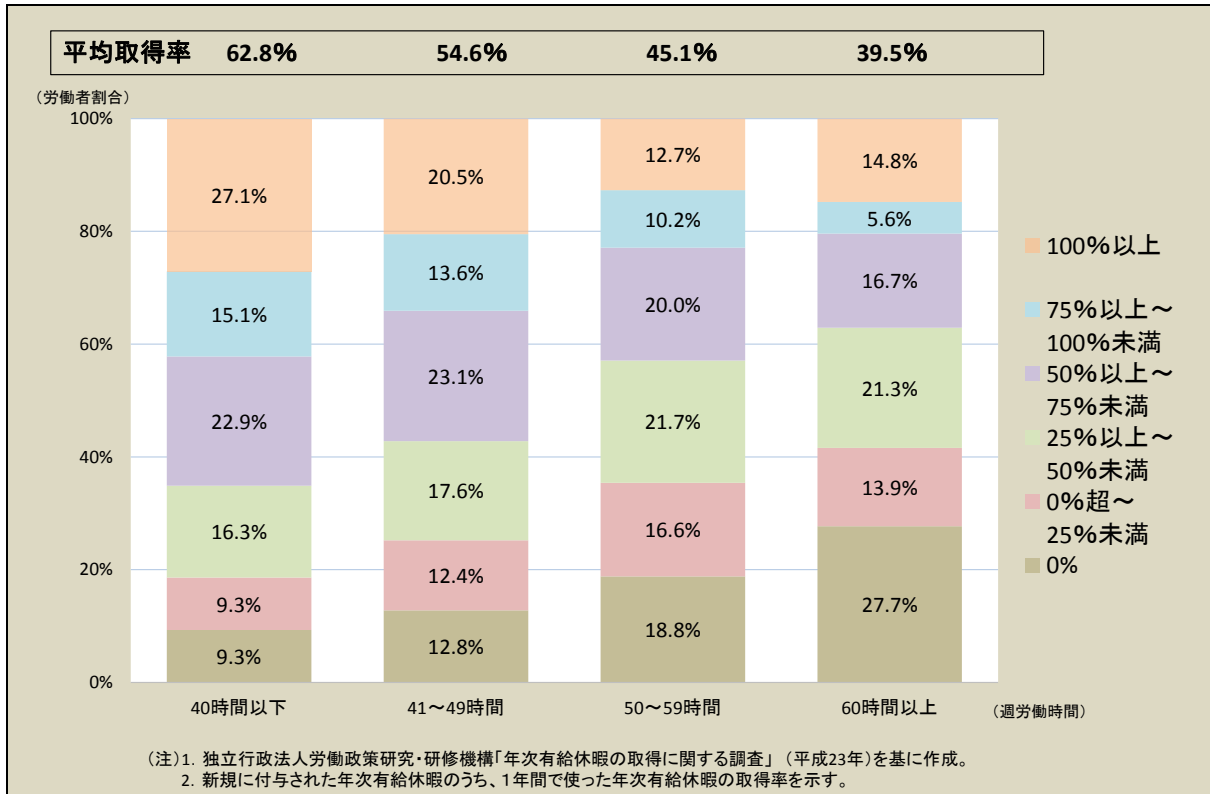
厚生労働省「就労条件総合調査」により、年次有給休暇の状況をみると、付与日数が長期的に微増している。取得日数は平成7年にかけて微増したものの、その後、平成10年代後半まで微減傾向が続き、平成20年代に入って増減しながらも微増している。取得率は、平成12年以降5割を下回る水準で推移している。

第1-13図 年次有給休暇の取得率等の推移



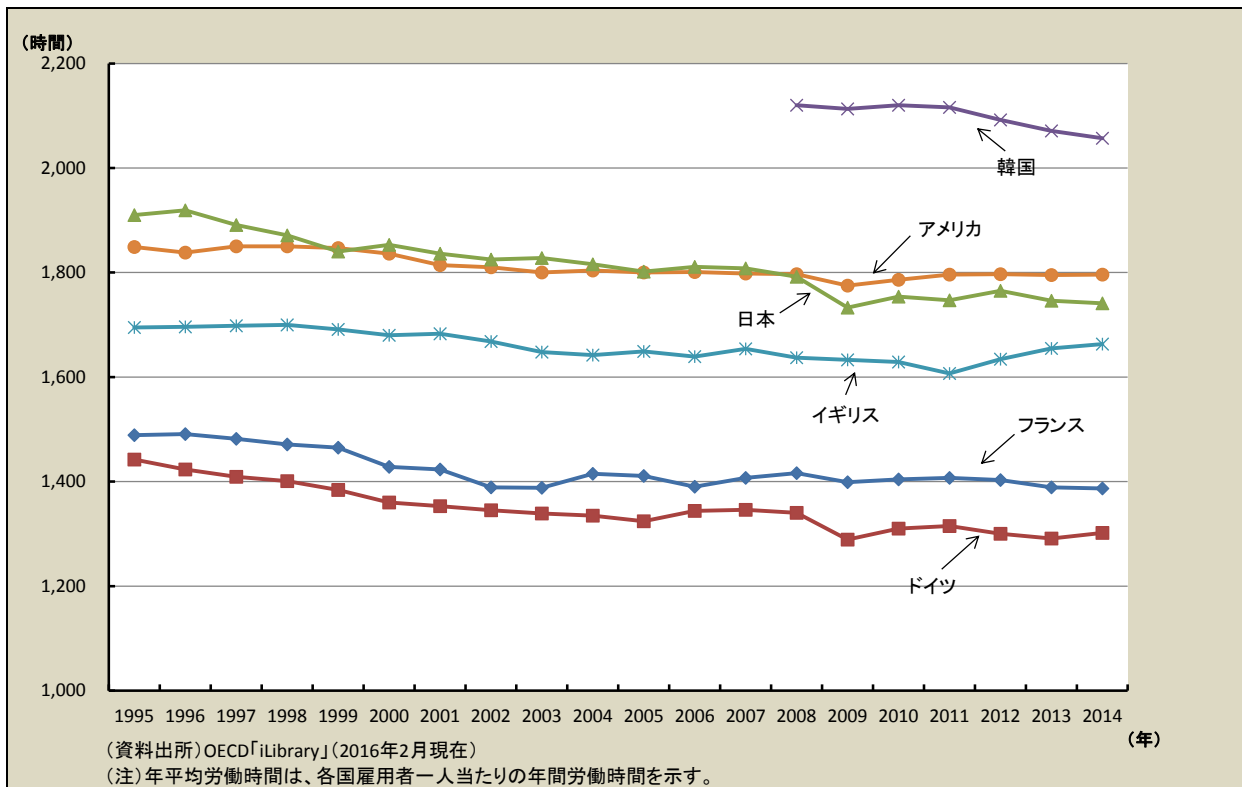
独立行政法人労働政策研究・研修機構「年次有給休暇の取得に関する調査」(平成23年)により、年次有給休暇と労働時間との関係を見ると、週労働時間が長いほど、年次有給休暇の取得率は低い傾向にある。また、いわゆる正社員の約16%が年次有給休暇を1日も取得しておらず、週労働時間が60時間以上の労働者では27.7%が年次有給休暇を1日も取得していない。

第 1-14 図 年次有給休暇と週労働時間（正社員）

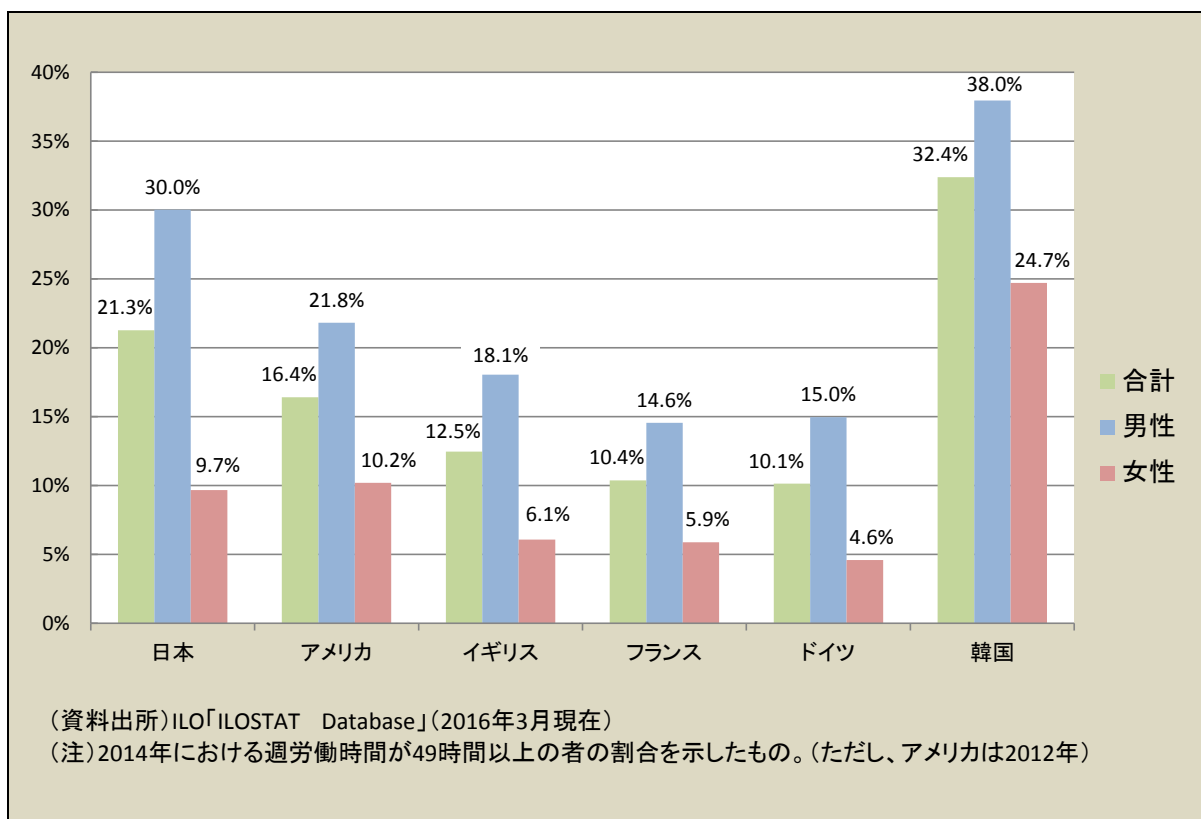


我が国は、欧州諸国と比較して、年平均労働時間が長い。さらに週 49 時間以上働いている労働者の割合が高く、男性については、特にその割合が高い。

第 1-15 図 年平均労働時間



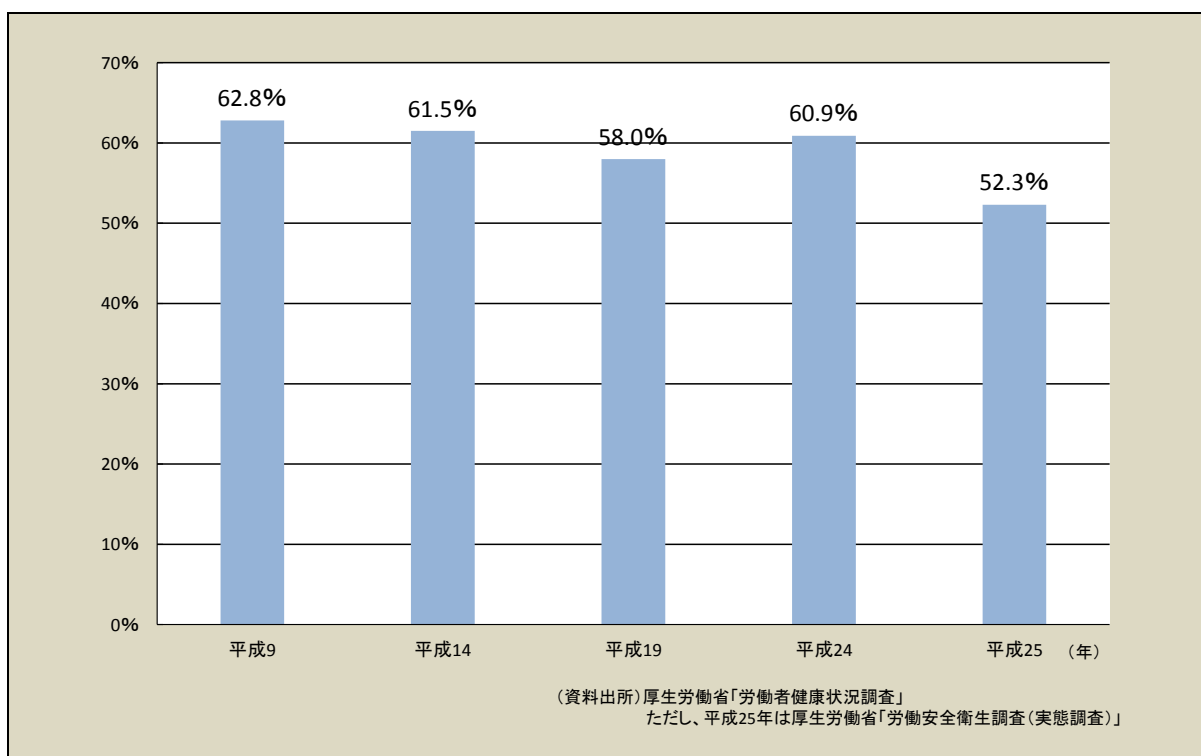
第1-16図 長時間労働者の構成比



2 職場におけるメンタルヘルス対策の状況

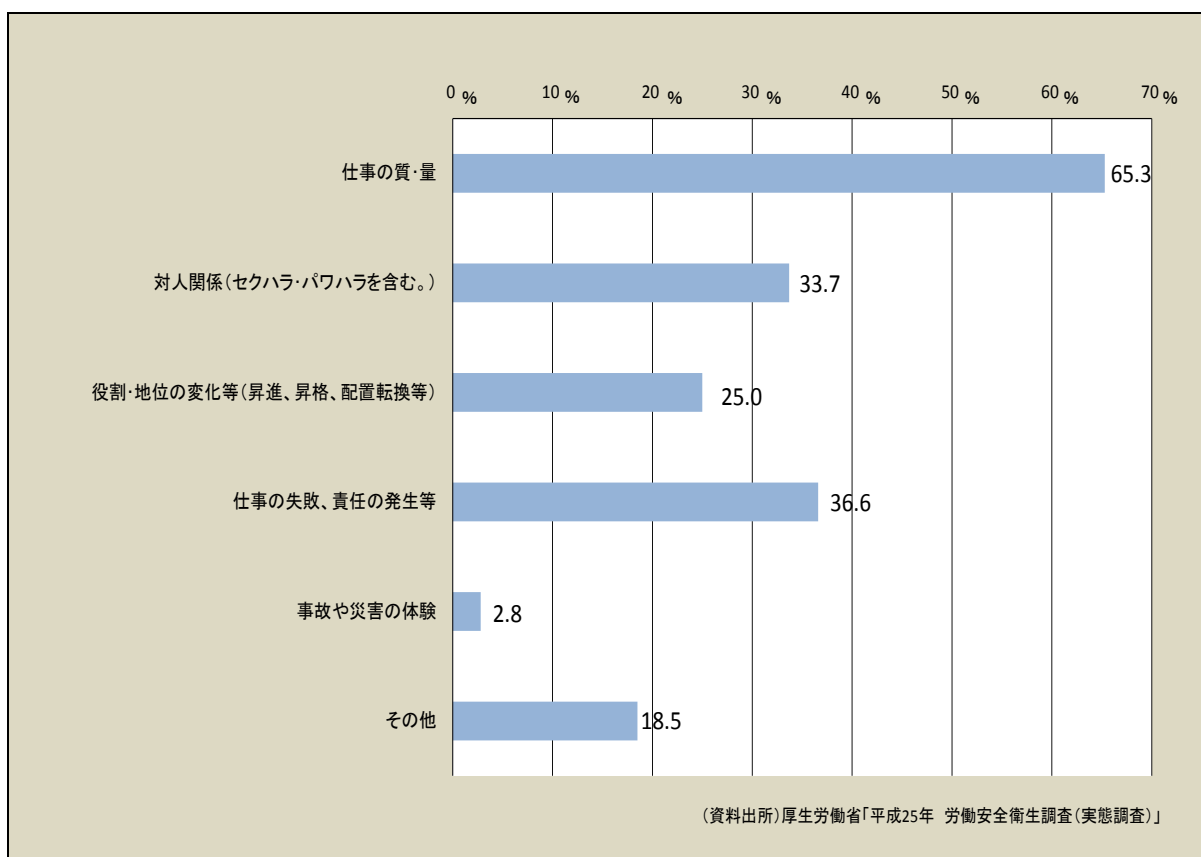
仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合は、平成25年は52.3%と以前より低下したものの、依然として半数を超えている。

第2-1図 仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合



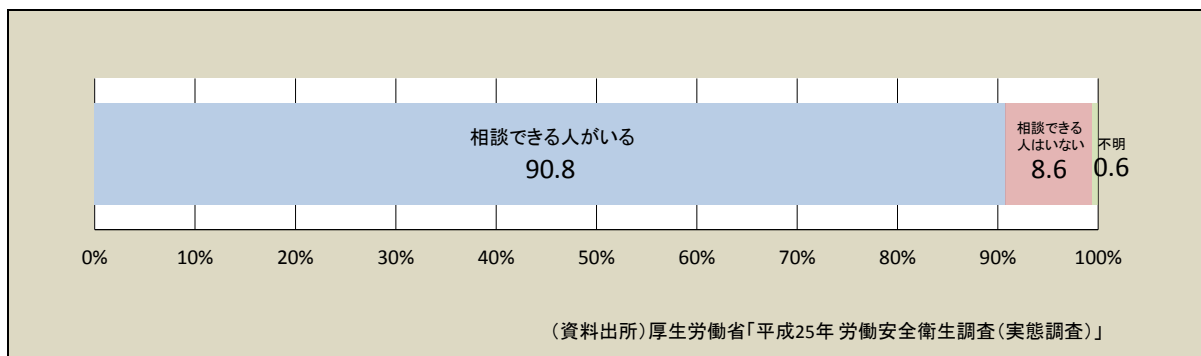
仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスの内容（3つ以内の複数回答）をみると、「仕事の質・量」（65.3%）が最も多く、次いで、「仕事の失敗、責任の発生等」（36.6%）、「対人関係（セクハラ・パワハラを含む。）」（33.7%）となっている。

第2-2 図 仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスの内容（3つ以内の複数回答）

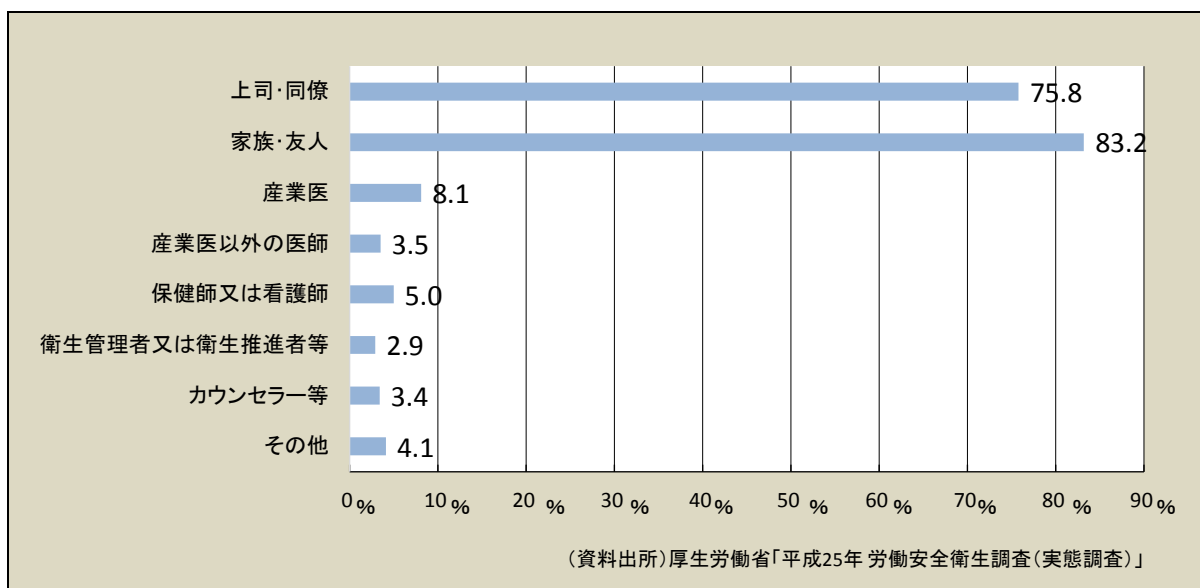


現在の自分の仕事や職業生活でのストレス等について相談できる人がいるとする労働者の割合は90.8%となっており、相談できる人がいるとする労働者が挙げた相談相手（複数回答）は、「家族・友人」（83.2%）が最も多く、次いで、「上司・同僚」（75.8%）となっている。

第2-3 図 ストレスを相談できる人の有無

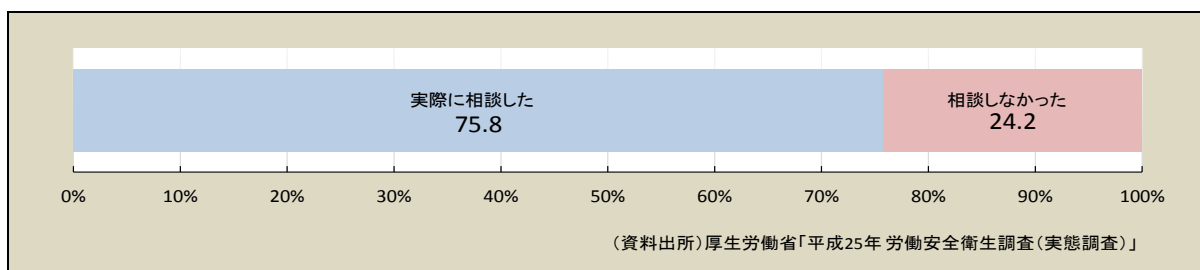


第2-4図 「相談できる人がいる」とする労働者が挙げた相談相手（複数回答）

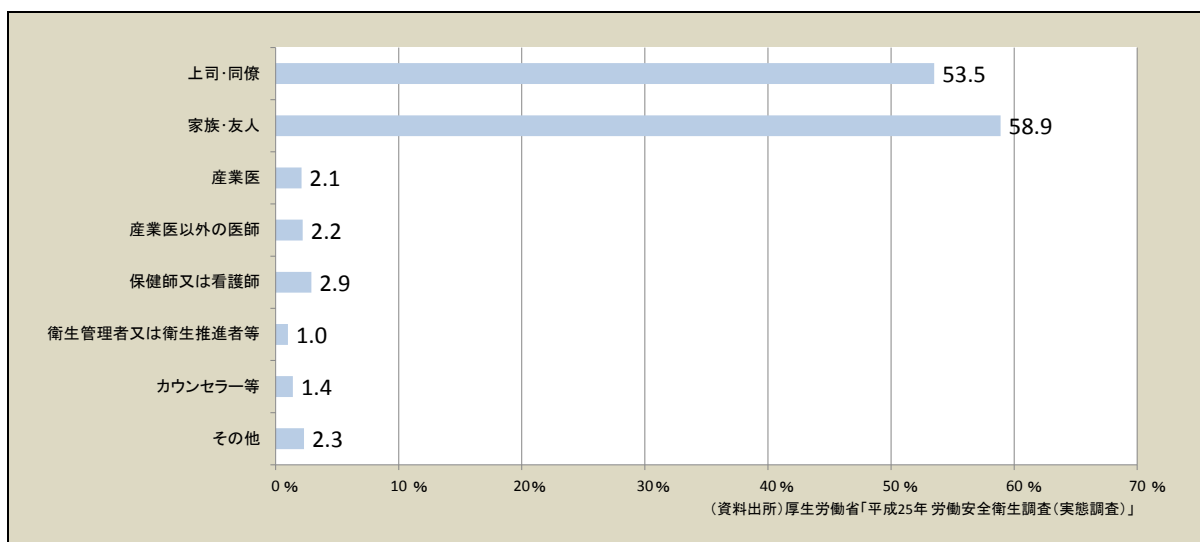


また、ストレスを相談できる人がいるとした労働者のうち、実際に相談した人がいる労働者の割合は 75.8%となっており、実際に相談した相手（複数回答）をみると、「家族・友人」（58.9%）が最も多く、次いで、「上司・同僚」（53.5%）となっている。

第2-5図 「ストレスを相談できる人がいる」とした労働者のうち実際に相談した人がいる労働者の割合

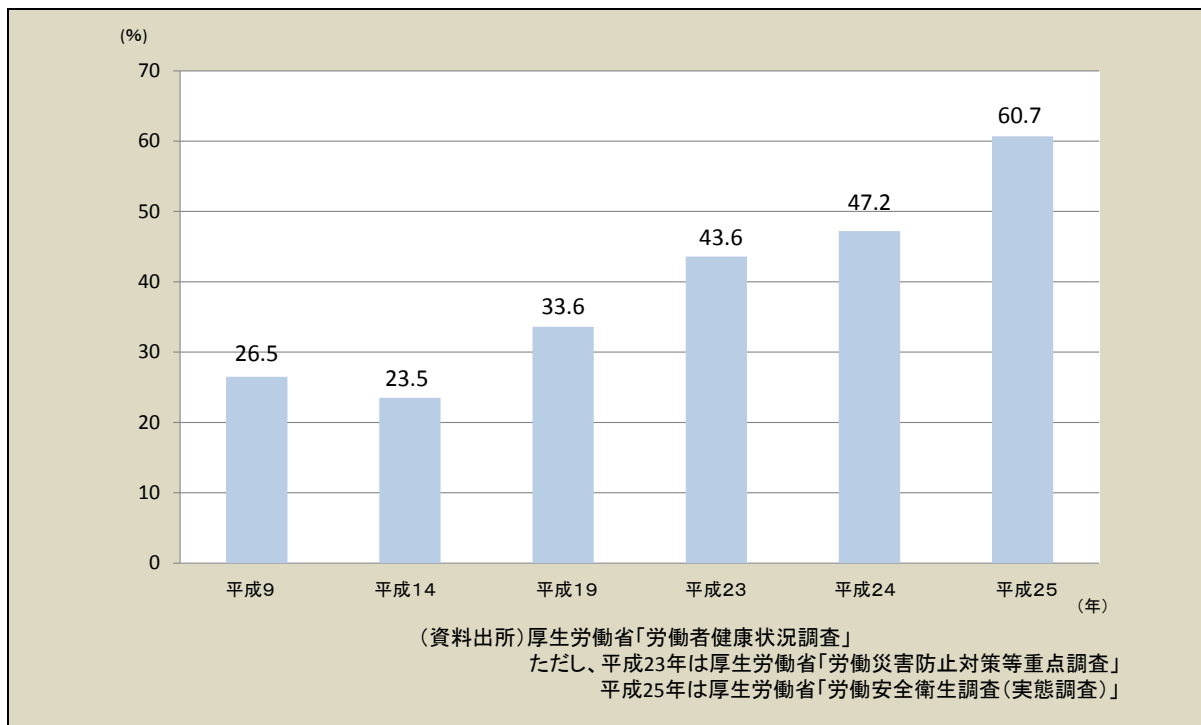


第2-6図 実際に相談した相手（複数回答）

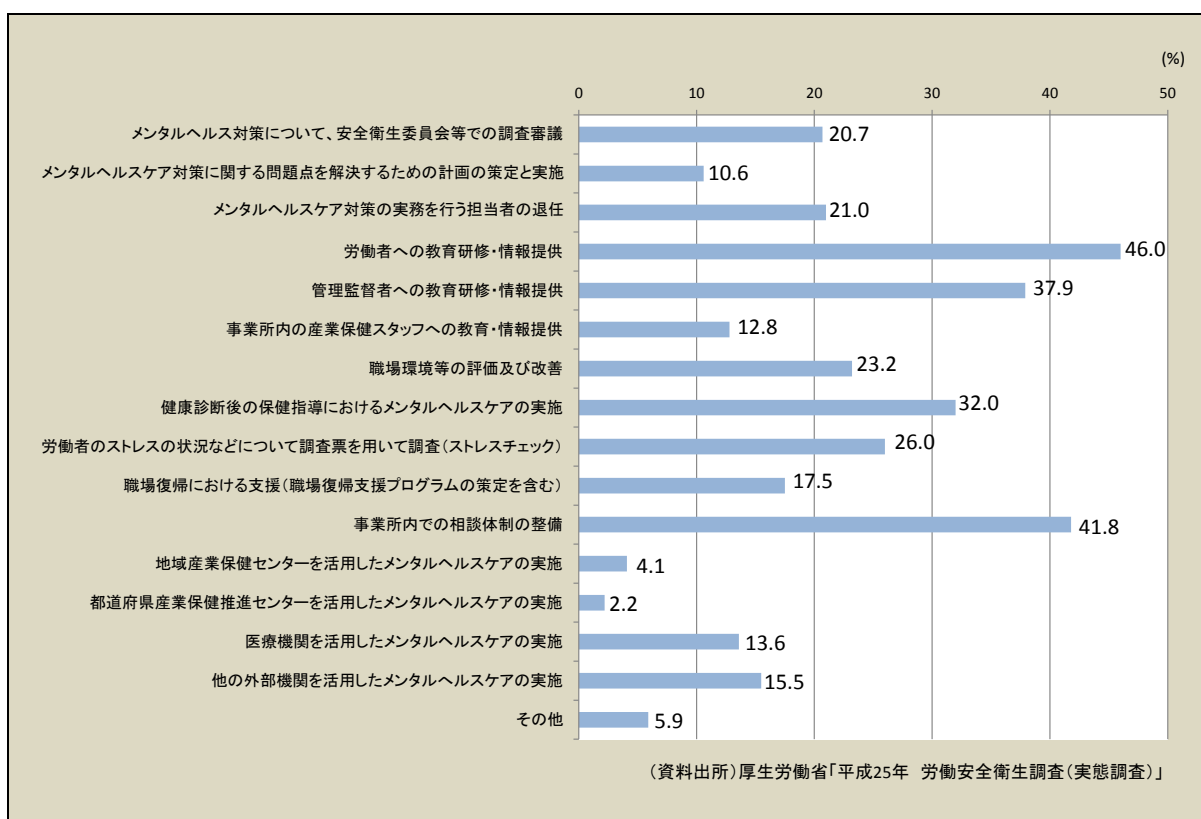


メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合は、60.7%（平成25年）であり、前年の47.2%より上昇している。取組内容（複数回答）をみると、「労働者への教育研修・情報提供」（46.0%）が最も多く、次いで、「事業所内での相談体制の整備」（41.8%）、「管理監督者への教育研修・情報提供」（37.9%）となっている。

第2-7図 メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合



第2-8図 メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所における取組内容（複数回答）

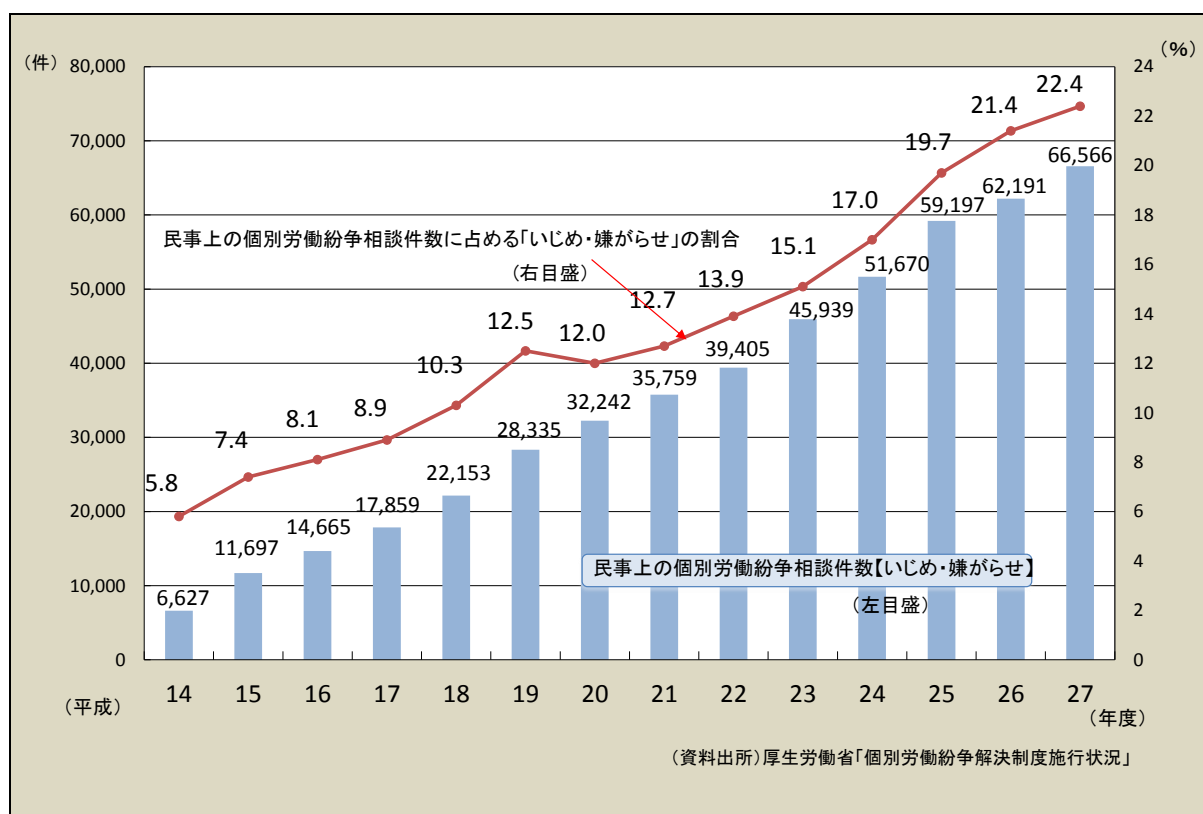


職場のパワーハラスメントの問題については、近年、全国の総合労働相談コーナーへの「いじめ・嫌がらせ」の相談件数が増加するなど、社会問題として顕在化している。

具体的には、総合労働相談コーナーにおいて、民事上の個別労働紛争に係る相談を平成27年度中245,125件受け付けているが、そのうち、職場での「いじめ・嫌がらせ」に関する相談受付件数は、66,566件(22.4%)であり、相談内容として最多となっている。

第2-9 図

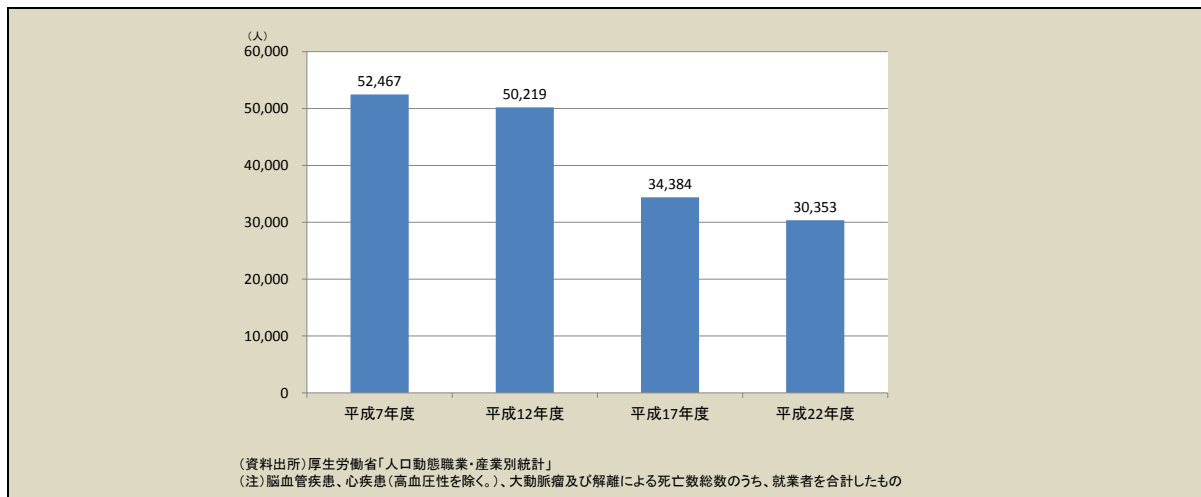
民事上の個別労働紛争相談件数に占める「いじめ・嫌がらせ」の割合及び相談件数



3 就業者の脳血管疾患、心疾患等の発生状況

我が国の就業者の脳血管疾患、心疾患（高血圧性を除く。）、大動脈瘤及び解離による死亡数は、5年ごとに実施される人口動態職業・産業別統計によれば、減少傾向で推移しており、平成22年度は3万人余りとなっている。

第3-1図 就業者の脳血管疾患、心疾患等による死亡数

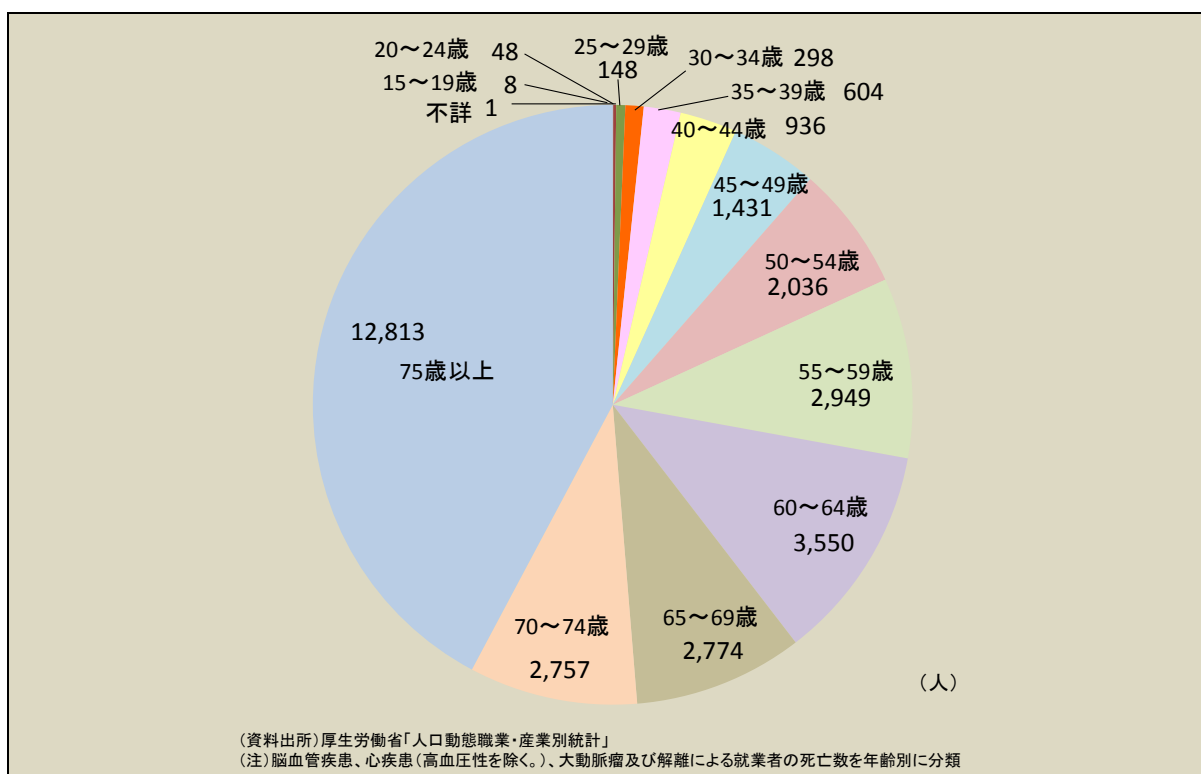


年齢別にみると、60歳以上が全体の7割を占めており、高齢者に多い。

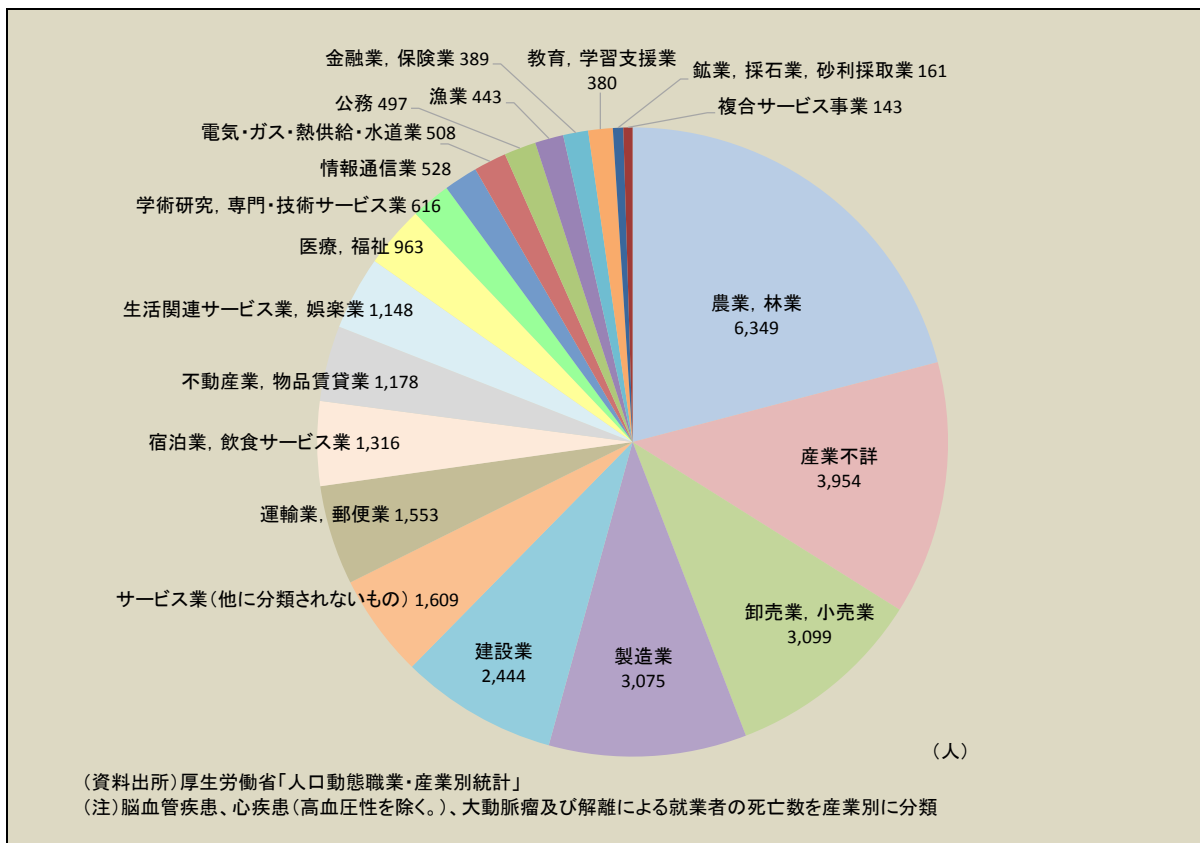
産業別には、「農業、林業」、「卸売業、小売業」、「製造業」、「建設業」、「サービス業（他に分類されないもの）」等に多い。

職種別には、「農林漁業従事者」、「サービス職業従事者」、「専門的・技術的職業従事者」、「販売従事者」、「管理的職業従事者」等で多くなっている。

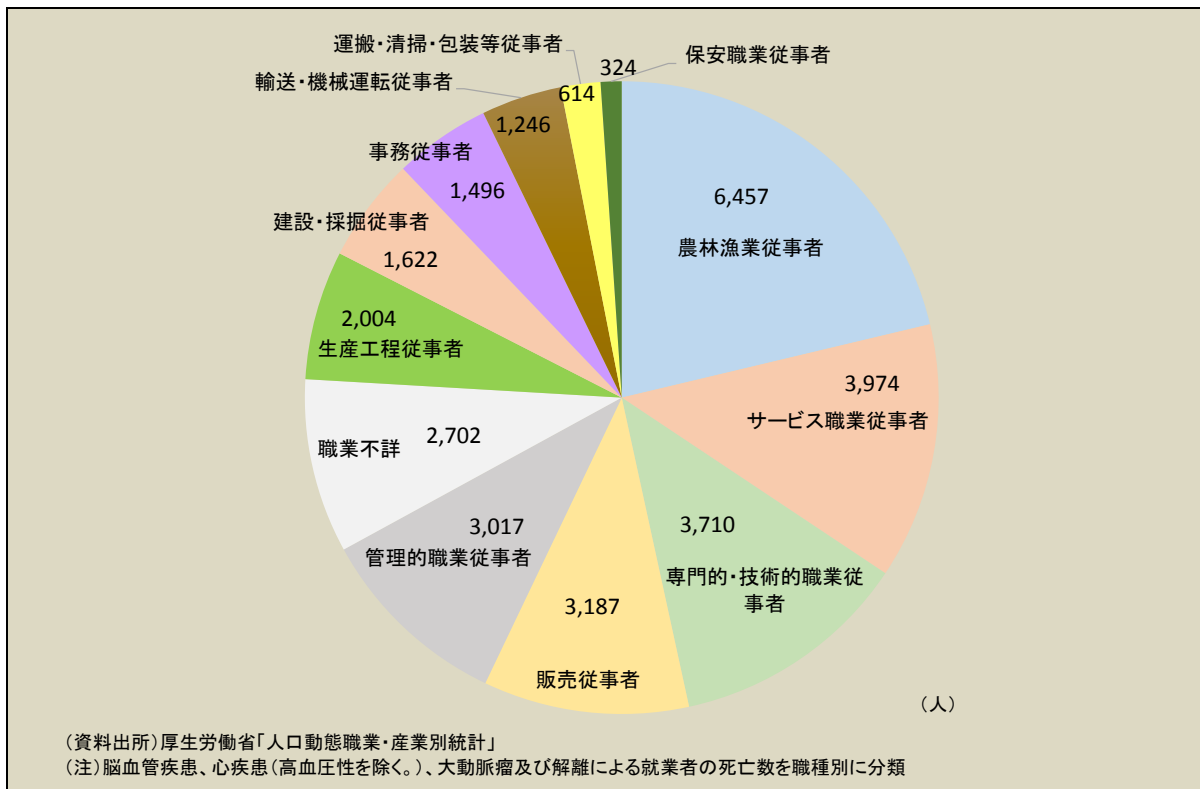
第3-2図 就業者の脳血管疾患、心疾患等による死亡数（平成22年度 年齢別）



第3-3 図 就業者の脳血管疾患、心疾患等による死亡数（平成22年度 産業別）



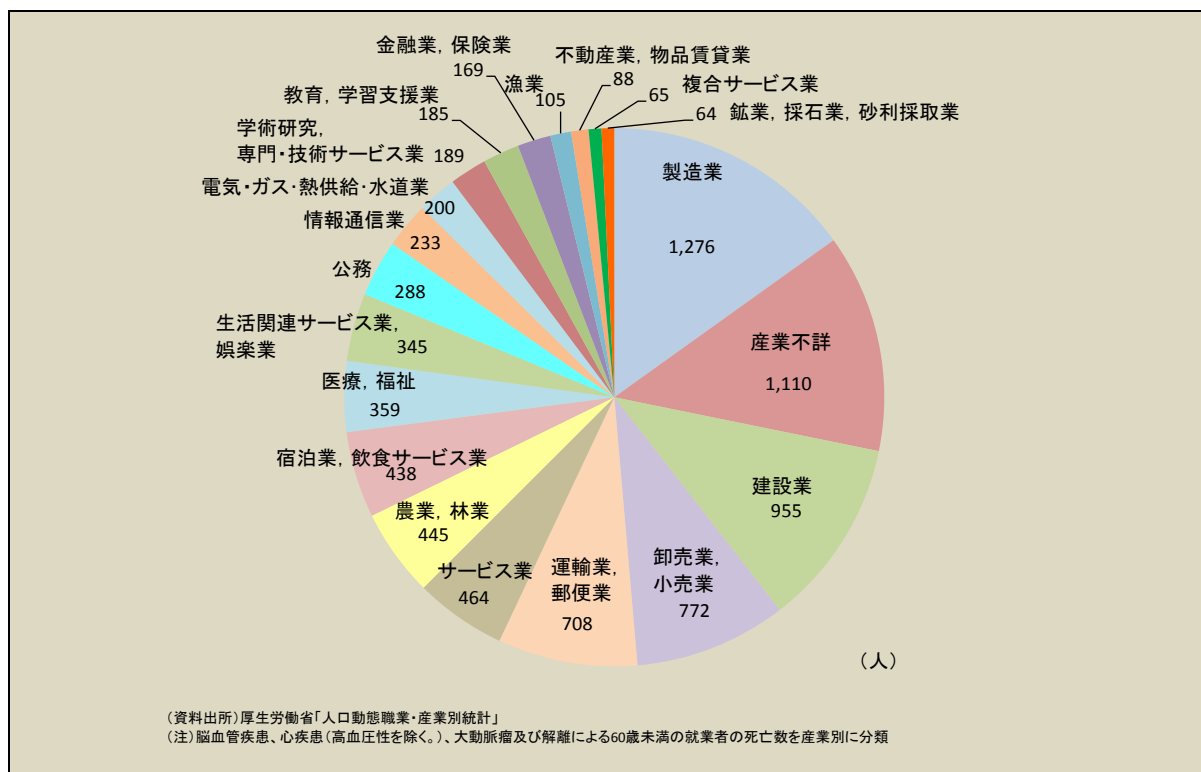
第3-4 図 就業者の脳血管疾患、心疾患等による死亡数（平成22年度 職種別）



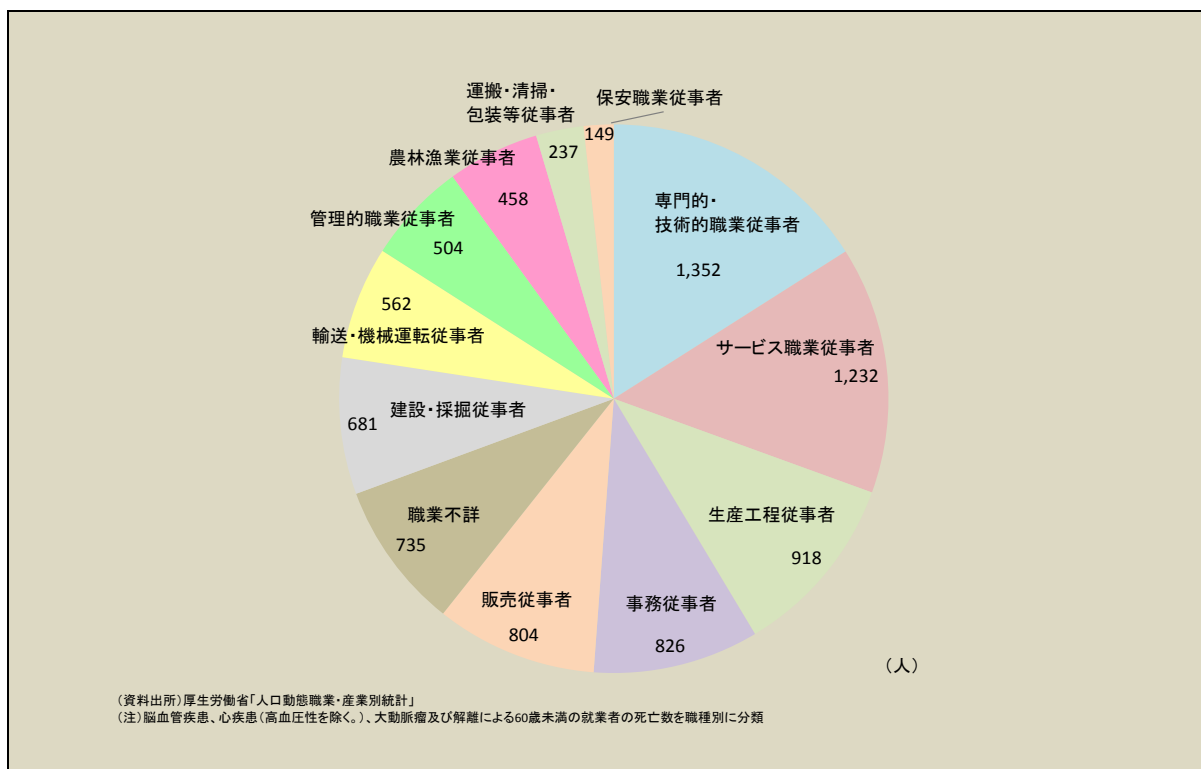
就業者の脳血管疾患、心疾患等による死亡数は高齢者に多いことから、それぞれの産業、職種の年齢構成が、産業別、職種別の死亡数の構成割合に影響を及ぼしている可能性が考えられる。このため、60歳未満の就業者に限定して、産業別の死亡数をみると、「製造業」、「建

設業」、「卸売業、小売業」の順に多くなっている（ただし、「産業不詳」を除く。）。同様に、60歳未満の就業者について、職種別の死亡数をみると、「専門的・技術的職業従事者」、「サービス職業従事者」、「生産工程従事者」の順に多くなっている。

第3-5図 60歳未満の就業者の脳血管疾患、心疾患等による死亡数（平成22年度 産業別）



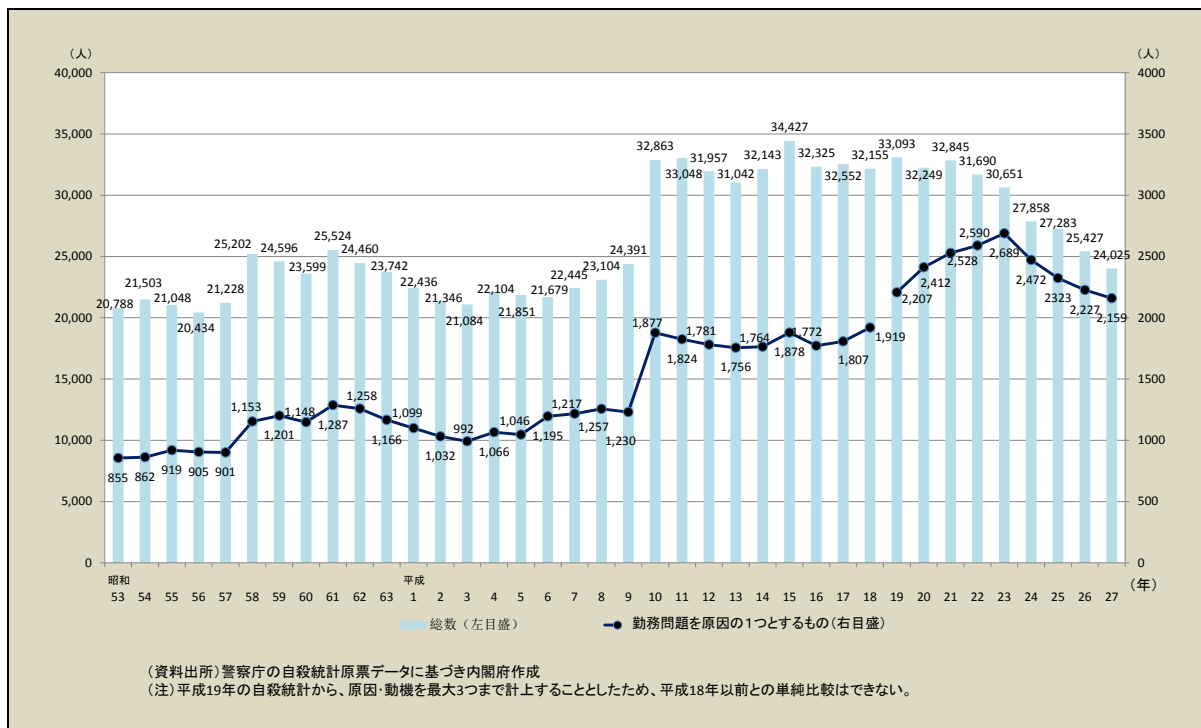
第3-6図 60歳未満の就業者の脳血管疾患、心疾患等による死亡数（平成22年度 職種別）



4 自殺の状況

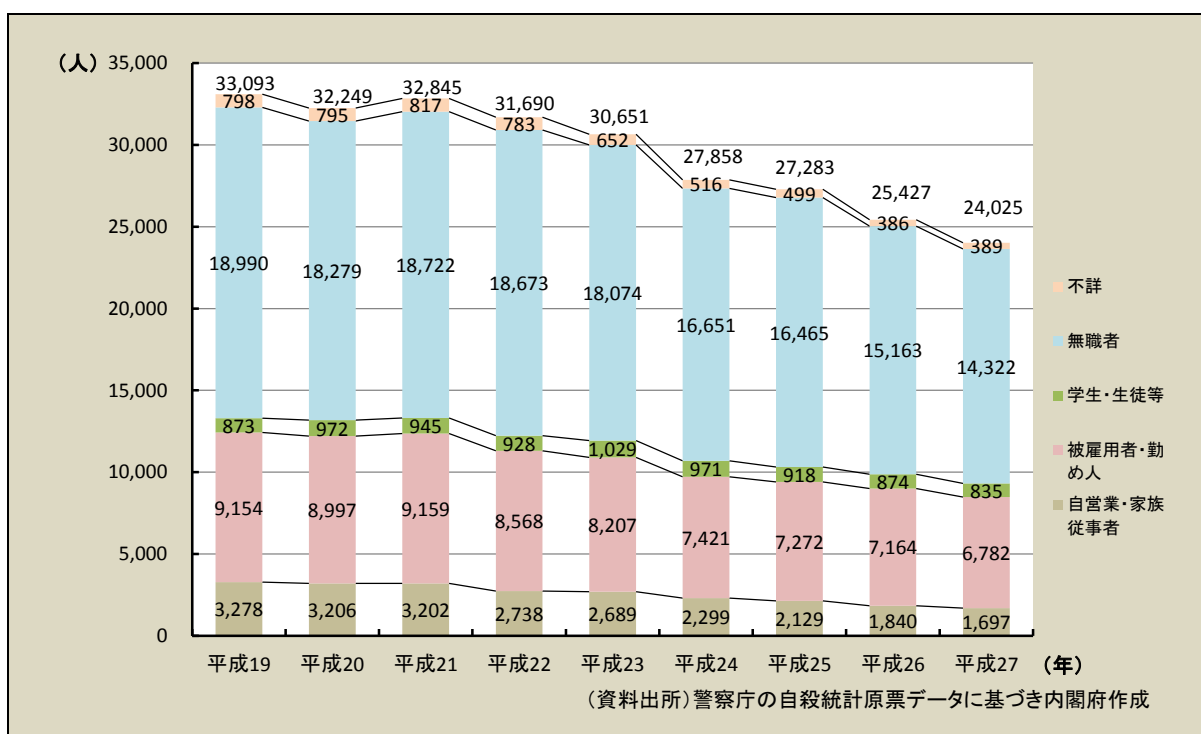
我が国の自殺者数は、平成10年以降14年間連続して3万人を超えていたが、平成22年以後減少が続き、平成27年は2万4千人余りとなっている。

第4-1図 自殺者数の推移（総数、勤務問題を原因の1つとするもの）



職業別にみると、被雇用者・勤め人（有職者から自営業・家族従事者を除いたもので、会社役員等を含む。以下同じ。）の自殺者数は、近年、総数が減少傾向にある中で概ね減少傾向にあり、平成27年は6,782人となっている。

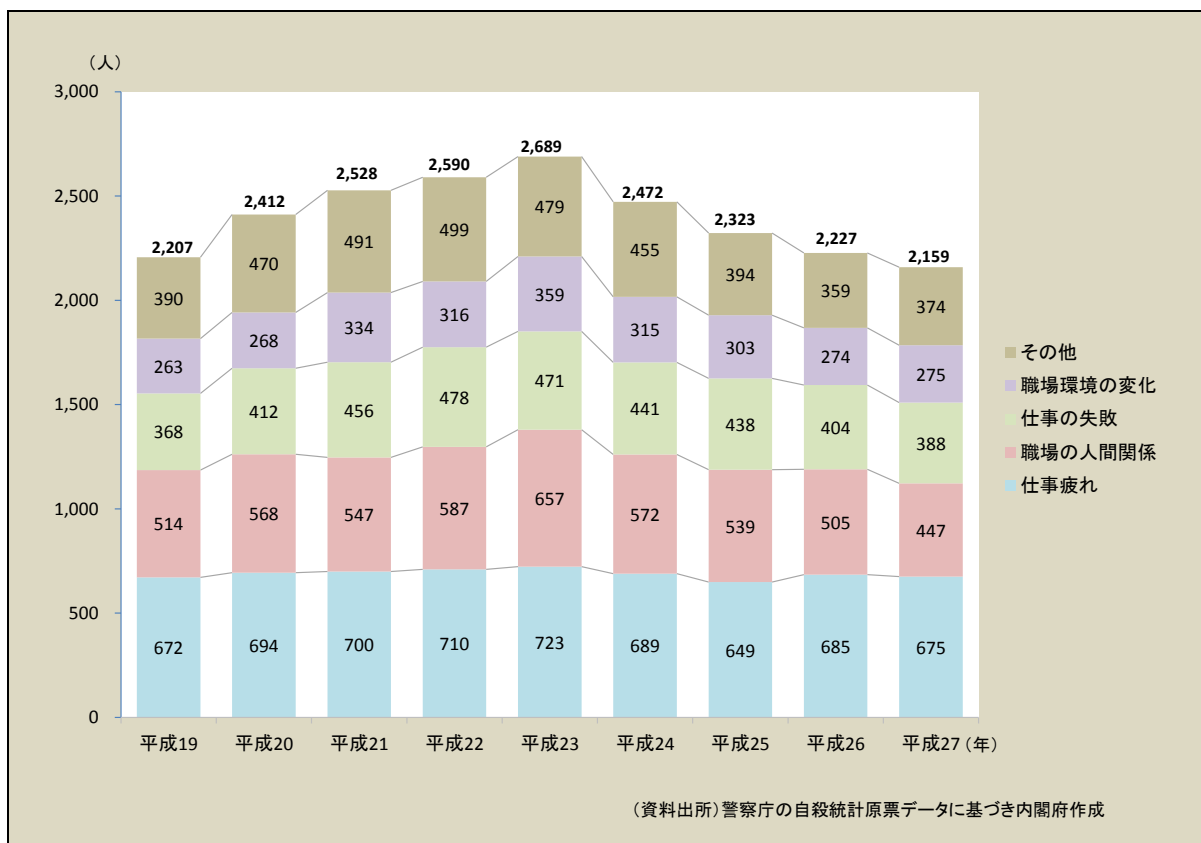
第4-2図 職業別自殺者数の年次推移



原因・動機別（遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としたもの）にみると、勤務問題が原因・動機の一つと推定される自殺者数は、平成19年から平成23年までにかけて、自殺者総数が横ばいから減少傾向にある中で増加したが、その後減少し、平成27年は2,159人となっている。

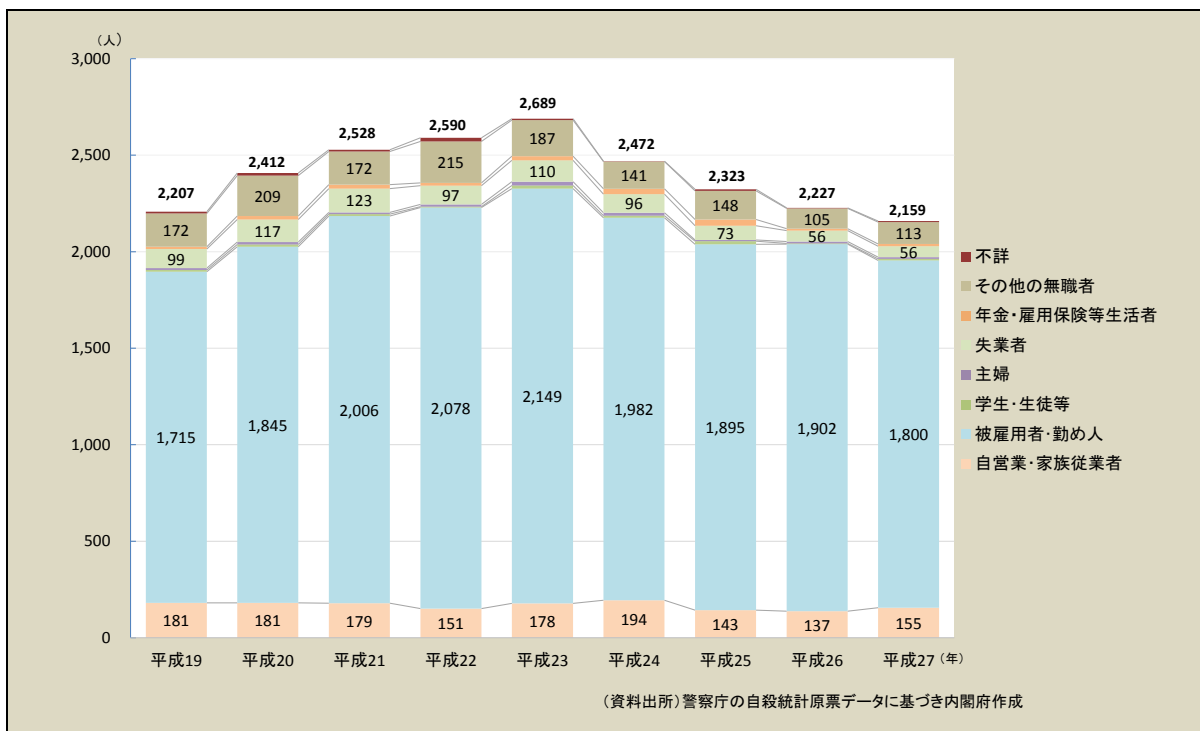
勤務問題が原因・動機の一つと推定される自殺者数の推移を原因・動機の詳細別にみると、勤務問題のうち「仕事疲れ」が3割を占め、次いで、「職場の人間関係」が2割、「仕事の失敗」が2割弱、「職場環境の変化」が1割強となっている。

第4-3図 勤務問題を原因・動機の一つとする自殺者数の推移（原因・動機詳細別）



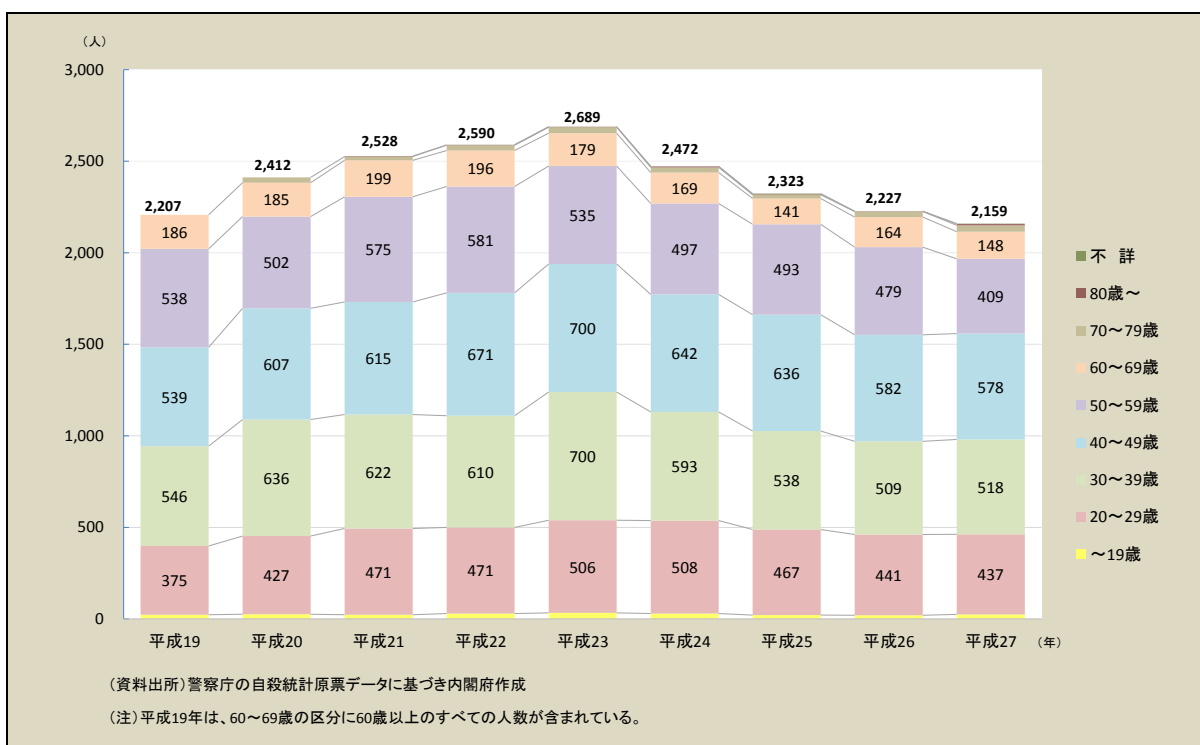
勤務問題が原因・動機の一つと推定される自殺者数の推移を職業別にみると、「被用者・勤め人」が8割以上を占め、次いで、「自営業者・家族従事者」、「その他の無職者」となっている。

第4-4 図 勤務問題を原因・動機の一つとする自殺者数の推移（職業別）



勤務問題が原因・動機の一つと推定される自殺者数の推移を年齢層別にみると、概ね、40～49歳、30～39歳、20～29歳、50～59歳の順に多く、これらの階層は何れも全体の4分の1から5分の1を占めている。

第4-5 図 勤務問題を原因・動機の一つとする自殺者数の推移（年齢層別）



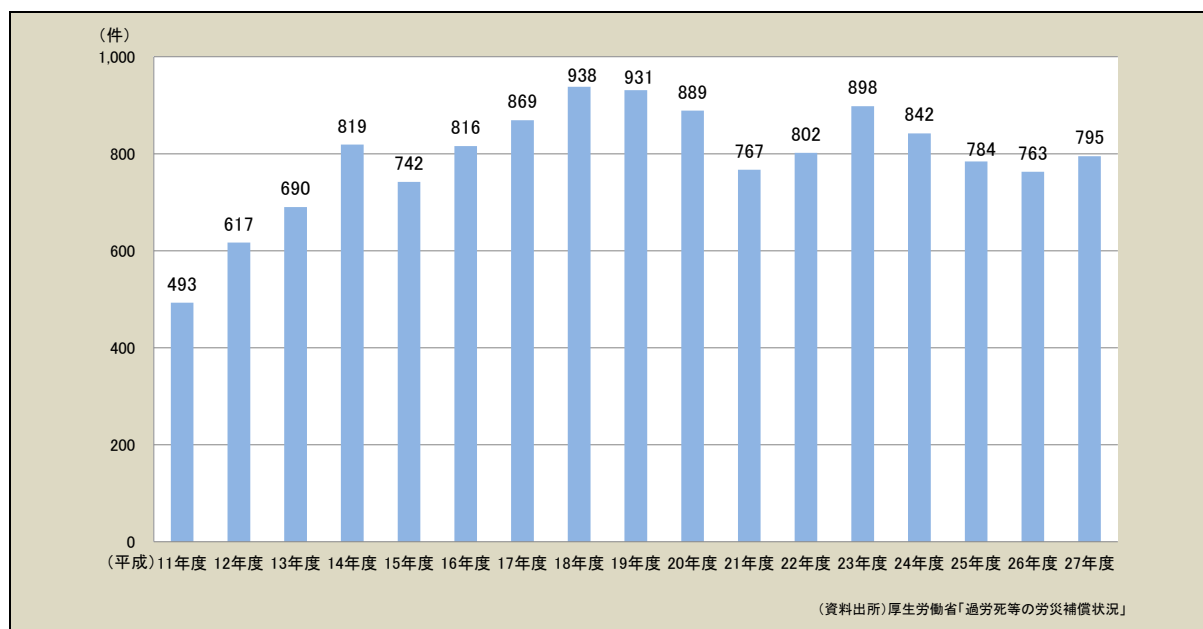
5 過労死等に係る労災補償の状況

(1) 脳・心臓疾患の労災補償状況

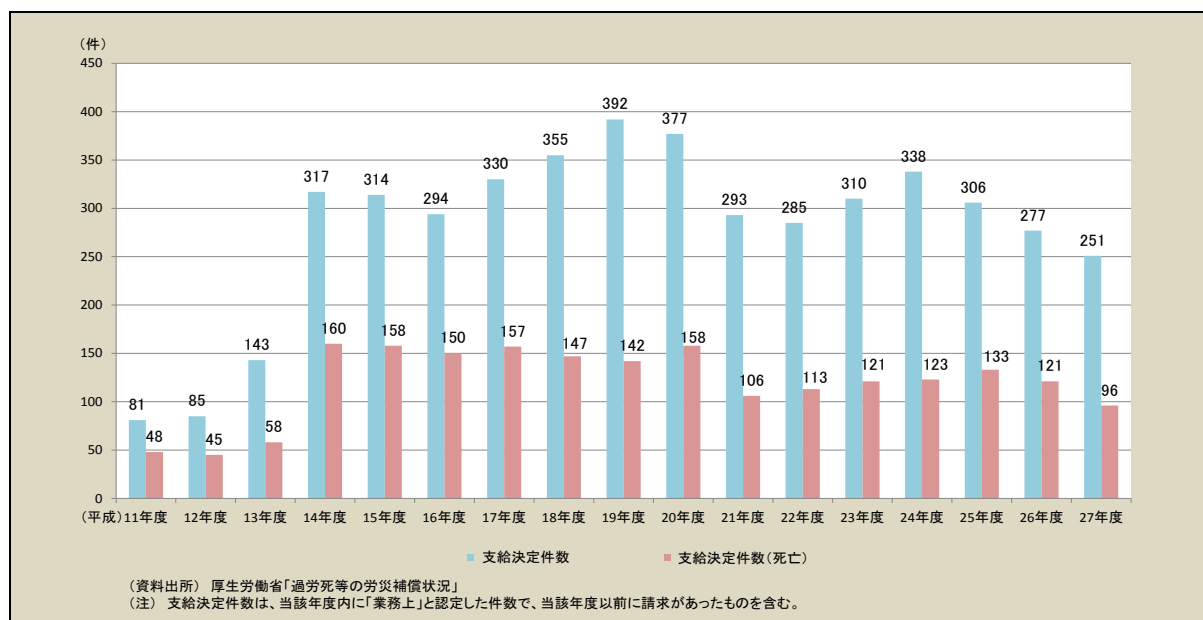
業務における過重な負荷により脳血管疾患又は虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）を発症したとする労災請求件数は、過去10年余りの間、700件台後半から900件台前半の間で推移している（第5-1図）。支給決定（認定）件数は、平成14年度に300件を超えて以降、平成18年度から平成20年度に300件台後半となったが、それ以降は200件台後半から300件台前半の間で推移しており、そのうちの死亡件数は、平成14年度に160件に至ったが、ここ数年間は90件台から100件台前半で推移している（第5-2図）。

平成27年度における脳・心臓疾患の請求件数は795件で、前年度比32件の増加となり、支給決定件数は251件（うち死亡96件）で、前年度比26件の減少となっている。

第5-1図 脳・心臓疾患に係る労災請求件数の推移



第5-2図 脳・心臓疾患に係る支給決定件数の推移



業種別（大分類）でみると、請求件数は「運輸業，郵便業」181件（22.8%）、「卸売業，小売業」116件（14.6%）、「建設業」111件（14.0%）の順で多く、支給決定件数は「運輸業，郵便業」96件（38.2%）、「卸売業，小売業」35件（13.9%）、「製造業」34件（13.5%）の順に多くなっており、前年度に引き続き、請求件数、支給決定件数ともに「運輸業，郵便業」が最多となっている（第5-3表）。

なお、業種別（中分類）では、請求件数は「運輸業，郵便業」の「道路貨物運送業」133件（16.7%）、「建設業」の「総合工事業」48件（6.0%）、「サービス業（他に分類されないもの）」の「その他の事業サービス業」45件（5.7%）の順で多く、支給決定件数は、「運輸業，郵便業」の「道路貨物運送業」82件（32.7%）、「建設業」の「総合工事業」16件（6.4%）、「宿泊業，飲食サービス業」の「飲食店」15件（6.0%）の順に多くなっており、請求件数、支給決定件数ともに「道路貨物運送業」が最多となっている（第5-4表、第5-5表）。

第5-3表 脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定件数

業種(大分類)	年度	平成26年度			平成27年度		
		請求件数	決定件数	うち支給 決定件数	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数
農業，林業，漁業，鉱業， 採石業，砂利採取業		5(1)	10(1)	5(1)	12(0)	6(0)	1(0)
製造業		77(4)	70(5)	31(2)	109(6)	92(3)	34(2)
建設業		97(1)	88(0)	28(0)	111(0)	103(0)	28(0)
運輸業，郵便業		168(3)	143(2)	92(1)	181(3)	161(5)	96(3)
卸売業，小売業		126(21)	88(19)	35(5)	116(23)	98(20)	35(3)
金融業，保険業		7(2)	7(1)	2(0)	12(2)	4(0)	2(0)
教育，学習支援業		11(2)	13(4)	6(1)	9(1)	7(1)	0(0)
医療，福祉		43(20)	27(11)	6(1)	42(21)	33(14)	5(2)
情報通信業		21(1)	22(2)	9(1)	31(2)	23(2)	11(0)
宿泊業，飲食サービス業		59(15)	44(9)	24(2)	55(9)	51(9)	22(0)
その他の事業(上記以外の事業)		149(22)	125(13)	39(1)	117(16)	93(14)	17(1)
合計		763(92)	637(67)	277(15)	795(83)	671(68)	251(11)

(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」
(注) 1. 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
2. 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。
3. ()内は女性の件数で、内数である。

第 5-4 表 平成 27 年度脳・心臓疾患の請求件数の多い業種（中分類の上位 15 業種）

			(件)
	業種(大分類)	業種(中分類)	請求件数
1	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	133 (3)
2	建設業	総合工事業	48 (0)
3	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	45 (8)
4	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	38 (6)
4	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	38 (0)
6	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	30 (0)
6	卸売業, 小売業	その他の小売業	30 (9)
8	建設業	設備工事業	25 (0)
9	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	22 (13)
10	医療, 福祉	医療業	20 (8)
11	情報通信業	情報サービス業	19 (2)
12	製造業	輸送用機械器具製造業	17 (0)
13	卸売業, 小売業	各種商品小売業	14 (4)
13	卸売業, 小売業	飲食料品小売業	14 (6)
15	製造業	生産用機械器具製造業	13 (0)

(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」
 (注) 1. 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
 2. ()内は女性の件数で、内数である。

第 5-5 表 平成 27 年度脳・心臓疾患の支給決定件数の多い業種（中分類の上位 15 業種）

			(件)
	業種(大分類)	業種(中分類)	支給決定件数
1	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	82 (2)
2	建設業	総合工事業	16 (0)
3	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	15 (0)
4	卸売業, 小売業	その他の小売業	11 (1)
5	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	9 (0)
5	情報通信業	情報サービス業	9 (0)
7	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	8 (1)
8	製造業	生産用機械器具製造業	7 (0)
8	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	7 (1)
10	卸売業, 小売業	各種商品小売業	6 (1)
10	製造業	食料品製造業	6 (0)
12	卸売業, 小売業	機械器具小売業	5 (0)
13	卸売業, 小売業	飲食料品小売業	4 (0)
13	宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業	4 (0)
15	建設業	設備工事業	3 (0)
15	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	3 (1)
15	製造業	電気機械器具製造業	3 (0)
15	製造業	輸送用機械器具製造業	3 (0)
15	卸売業・小売業	飲食料品卸売業	3 (1)
15	運輸業, 郵便業	倉庫業	3 (0)
15	学術研究, 専門・技術サービス業	技術サービス業(他に分類されないもの)	3 (0)
15	宿泊業, 飲食サービス業	持ち帰り・配達飲食サービス業	3 (0)

(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」
 (注) 1. 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
 2. ()内は女性の件数で、内数である。

次に、職種別(大分類)で見ると、請求件数は「輸送・機械運転従事者」161件(20.3%)、「専門的・技術的職業従事者」118件(14.8%)、「販売従事者」95件(11.9%)の順で多く、支給決定件数は「輸送・機械運転従事者」88件(35.1%)、「販売従事者」34件(13.5%)、「専門的・技術的職業従事者」33件(13.1%)の順に多くなっており、前年度に引き続き、請求件数、支給決定件数ともに「輸送・機械運転従事者」が最多となっている(第5-6表)。

なお、職種別(中分類)では、請求件数は「輸送・機械運転従事者」の「自動車運転従事者」153件(19.2%)、「販売従事者」の「営業職業従事者」54件(6.8%)、「建設・採掘従事者」の「建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)」40件(5.0%)の順で多く、支給決定件数は「輸送・機械運転従事者」の「自動車運転従事者」87件(34.7%)、「管理的職業従事者」の「法人・団体管理職員」22件(8.8%)、「販売従事者」の「営業職業従事者」20件(8.0%)の順に多くなっており、請求件数、支給決定件数ともに「自動車運転従事者」が最多となっている(第5-7表、第5-8表)。

第5-6表 脳・心臓疾患の職種別請求、決定及び支給決定件数

職種(大分類)	年度	平成26年度			平成27年度		
		請求件数	決定件数	うち支給 決定件数	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数
専門的・技術的職業従事者		102(9)	89(9)	44(2)	118(8)	92(4)	33(1)
管理的職業従事者		59(4)	64(4)	37(1)	53(1)	50(2)	27(0)
事務従事者		62(10)	44(8)	15(0)	59(13)	50(13)	15(4)
販売従事者		77(15)	52(18)	26(6)	95(20)	84(16)	34(2)
サービス職業従事者		125(34)	88(19)	30(3)	82(22)	73(19)	20(0)
輸送・機械運転従事者		149(1)	138(2)	88(1)	161(3)	141(4)	88(2)
生産工程従事者		52(6)	45(3)	14(1)	70(8)	54(4)	13(1)
運搬・清掃・包装等従事者		47(11)	27(3)	3(0)	50(8)	41(6)	9(1)
建設・採掘従事者		65(1)	57(0)	11(0)	68(0)	60(0)	8(0)
その他の職種(上記以外の職種)		25(1)	33(1)	9(1)	39(0)	26(0)	4(0)
合 計		763(92)	637(67)	277(15)	795(83)	671(68)	251(11)

(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」

(注) 1. 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
 2. 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。
 3. ()内は女性の件数で、内数である。

第 5-7 表 平成 27 年度脳・心臓疾患の請求件数の多い職種（中分類の上位 15 職種）

			(件)
	職種(大分類)	職種(中分類)	請求件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	153 (3)
2	販売従事者	営業職業従事者	54 (4)
3	建設・探掘従事者	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	40 (0)
4	販売従事者	商品販売従事者	38 (15)
5	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	37 (0)
6	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	33 (0)
6	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	33 (6)
8	事務従事者	一般事務従事者	32 (8)
9	保安職業従事者	その他の保安職業従事者	26 (0)
9	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	26 (2)
11	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	23 (7)
12	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品)	22 (0)
13	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	20 (0)
14	事務従事者	営業・販売事務従事者	17 (2)
15	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	16 (5)

(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」
 (注) 1. 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
 2. ()内は女性の件数で、内数である。

第 5-8 表 平成 27 年度脳・心臓疾患の支給決定件数の多い職種（中分類の上位 15 職種）

			(件)
	職種(大分類)	職種(中分類)	支給決定件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	87 (2)
2	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	22 (0)
3	販売従事者	営業職業従事者	20 (0)
4	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	14 (0)
5	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	13 (0)
6	販売従事者	商品販売従事者	12 (1)
7	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	10 (0)
8	建設・探掘従事者	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	8 (0)
9	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	7 (0)
10	事務従事者	一般事務従事者	6 (1)
11	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品)	5 (1)
12	事務従事者	営業・販売事務従事者	4 (0)
12	事務従事者	会計事務従事者	4 (3)
14	専門的・技術的職業従事者	その他の専門的職業従事者	3 (0)
14	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	3 (0)
14	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	3 (0)
14	保安職業従事者	その他の保安職業従事者	3 (0)

(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」
 (注) 1. 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
 2. ()内は女性の件数で、内数である。

年齢別では、請求件数は「50～59歳」263件（33.1%）、「60歳以上」233件（29.3%）、「40～49歳」198件（24.9%）の順で多く、支給決定件数は「50～59歳」91件（36.3%）、「40～49歳」80件（31.9%）、「60歳以上」38件（15.1%）の順に多くなっており、前年度に引き続き、請求件数、支給決定件数とも「50～59歳」が最多となっている。（第5-9表）。

第5-9表 脳・心臓疾患の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年度 年齢	平成26年度						平成27年度						(件)
	請求件数		決定件数			うち支給決定件数	請求件数		決定件数			うち支給決定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
19歳以下	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
20～29歳	10 (0)	3 (0)	15 (1)	9 (1)	7 (0)	5 (0)	19 (1)	8 (0)	13 (1)	5 (0)	6 (0)	3 (0)	
30～39歳	81 (8)	27 (1)	63 (6)	26 (3)	39 (4)	21 (2)	82 (10)	35 (3)	77 (10)	30 (1)	36 (3)	15 (0)	
40～49歳	222 (15)	90 (4)	190 (14)	79 (4)	93 (3)	42 (1)	198 (20)	72 (7)	185 (15)	76 (5)	80 (2)	39 (0)	
50～59歳	251 (34)	65 (3)	220 (25)	75 (2)	111 (7)	40 (0)	263 (22)	99 (2)	208 (15)	77 (1)	91 (1)	32 (0)	
60歳以上	198 (35)	57 (9)	149 (21)	56 (4)	27 (1)	13 (0)	233 (30)	69 (6)	187 (27)	58 (7)	38 (5)	7 (1)	
合計	763 (92)	242 (17)	637 (67)	245 (14)	277 (15)	121 (3)	795 (83)	283 (18)	671 (68)	246 (14)	251 (11)	96 (1)	

(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」
(注) ()内は女性の件数で、内数である。

1か月平均の時間外労働時間数別の支給決定件数では、「80時間以上～100時間未満」105件、「100時間以上～120時間未満」66件、「140時間以上～160時間未満」20件、「160時間以上」18件の順に多くなっており、前年度に引き続き、「80時間以上～100時間未満」が最多となっている。（第5-10表）。

第5-10表 脳・心臓疾患の時間外労働時間数（1か月平均）別支給決定件数

区分	年度	平成26年度		平成27年度	
			うち死亡		うち死亡
45 時間未満		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
45 時間以上～60 時間未満		0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
60 時間以上～80 時間未満		20 (0)	10 (0)	11 (1)	4 (0)
80 時間以上～100 時間未満		105 (5)	50 (1)	105 (5)	49 (1)
100 時間以上～120 時間未満		66 (4)	27 (0)	66 (3)	24 (0)
120 時間以上～140 時間未満		32 (1)	14 (0)	16 (0)	6 (0)
140 時間以上～160 時間未満		23 (1)	7 (0)	20 (2)	7 (0)
160 時間以上		20 (3)	8 (2)	18 (0)	3 (0)
その他		11 (1)	5 (0)	14 (0)	2 (0)
合計		277 (15)	121 (3)	251 (11)	96 (1)

(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」
 (注) 1. その他の件数は、認定要件のうち、「異常な出来事への遭遇」又は「短期間の過重業務」により支給決定された事案の件数である。
 2. ()内は女性の件数で、内数である。

就労形態別の支給決定件数では、前年度に引き続き、「正規職員・従業員」が最多で、233件と全体の92.8%を占めている（第5-11表）。

第5-11表 脳・心臓疾患の就労形態別決定及び支給決定件数

区分	年度	平成26年度				平成27年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	
正規職員・従業員		549 (41)	216 (10)	264 (13)	114 (3)	556 (43)	211 (6)	233 (9)	92 (0)
契約社員		12 (2)	3 (0)	1 (0)	0 (0)	15 (4)	6 (3)	1 (0)	0 (0)
派遣労働者		11 (5)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	10 (0)	2 (0)	5 (0)	1 (0)
パート・アルバイト		25 (17)	4 (3)	2 (2)	0 (0)	43 (19)	17 (5)	3 (2)	1 (1)
その他(特別加入者等)		40 (2)	19 (1)	9 (0)	6 (0)	47 (2)	10 (0)	9 (0)	2 (0)
合計		637 (67)	245 (14)	277 (15)	121 (3)	671 (68)	246 (14)	251 (11)	96 (1)

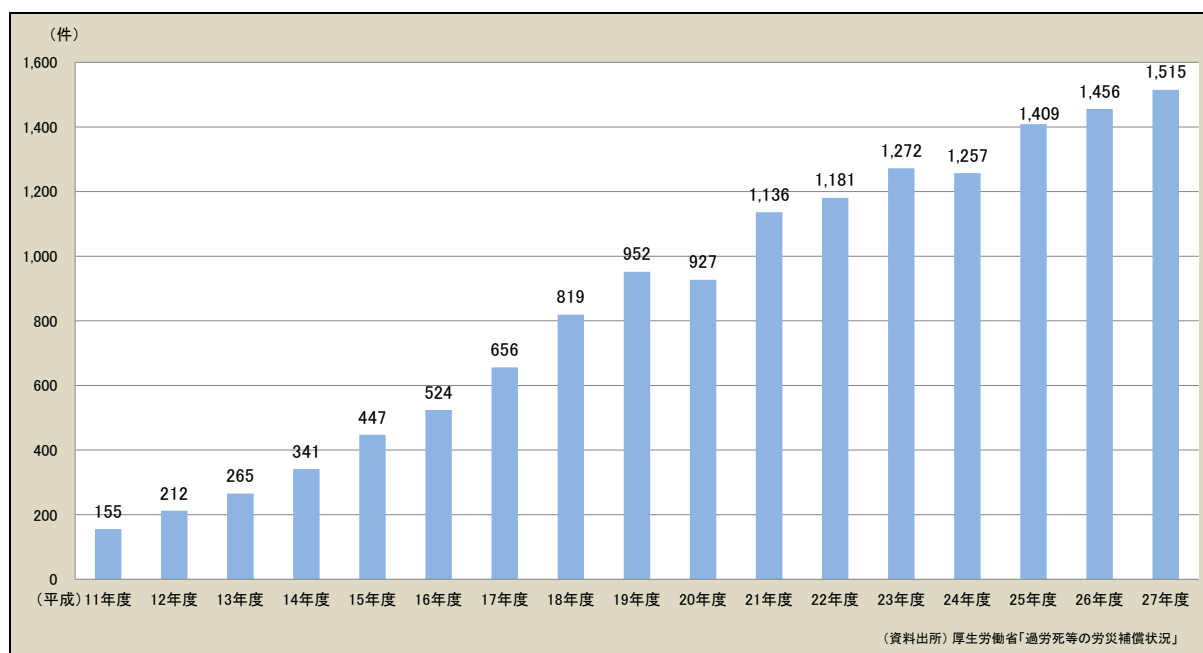
(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」
 (注) 1. 就労形態の区分は以下のとおりである。
 ・正規職員・従業員
 一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
 ・契約社員
 専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
 ・派遣労働者
 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
 ・パート・アルバイト
 就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。
 2. ()内は女性の件数で、内数である。

(2) 精神障害の労災補償状況

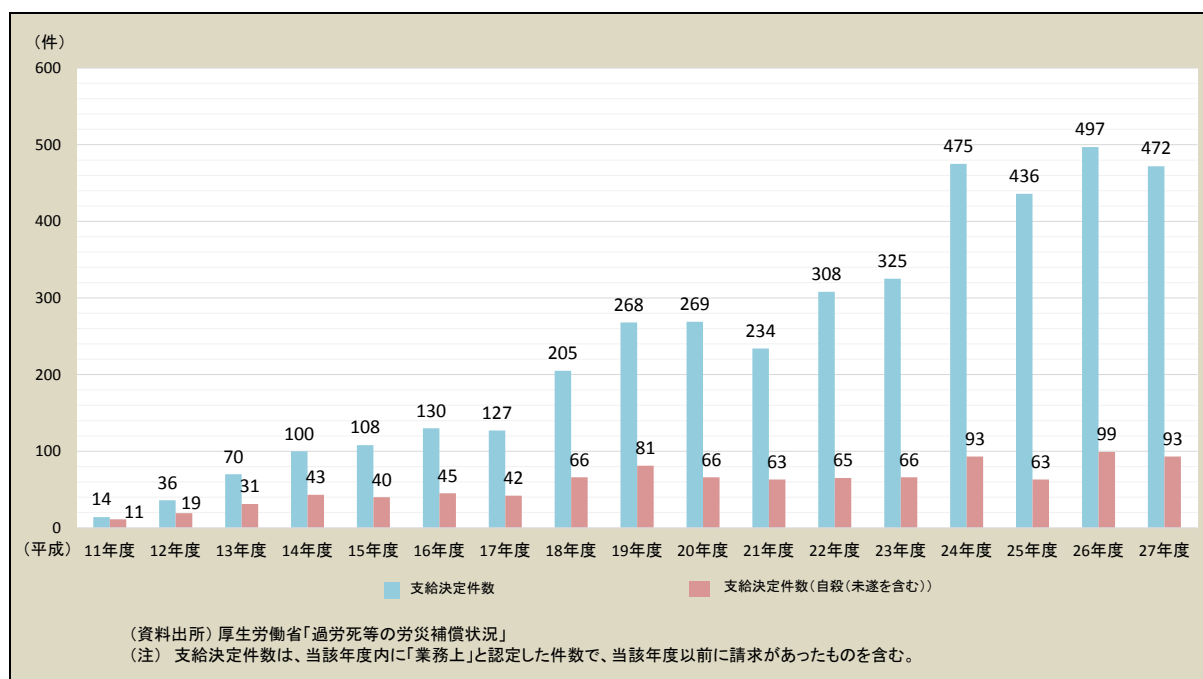
業務における強い心理的負荷による精神障害を発病したとする労災請求件数は、増加傾向にあり、支給決定（認定）件数は、平成22年度に300件を超え、平成24年度以降は400件台で推移している（第5-12図、第5-13図）。

平成27年度における請求件数は1,515件で、前年度比59件の増加、支給決定件数は472件（うち未遂を含む自殺93件）で、前年度比25件の減少となっている。

第5-12図 精神障害に係る労災請求件数の推移



第5-13図 精神障害に係る支給決定件数の推移



業種別（大分類）でみると、請求件数は「製造業」262件（17.3%）、「医療，福祉」254件（16.8%）、「卸売業，小売業」223件（14.7%）の順で多く、支給決定件数は「製造業」71件（15.0%）、「卸売業，小売業」65件（13.8%）、「運輸業，郵便業」57件（12.1%）の順に多くなっており、前年度に引き続き、請求件数、支給決定件数ともに「製造業」が最多となっている（第5-14表）。

なお、業種別（中分類）では、請求件数は「医療，福祉」の「社会保険・社会福祉・介護事業」157件（10.4%）、「医療，福祉」の「医療業」96件（6.3%）、「運輸業，郵便業」の「道路貨物運送業」69件（4.6%）の順で多く、支給決定件数は「運輸業，郵便業」の「道路貨物運送業」36件（7.6%）、「医療，福祉」の「社会保険・社会福祉・介護事業」24件（5.1%）、「医療，福祉」の「医療業」23件（4.9%）の順に多くなっている（第5-15表、第5-16表）。

第5-14表 精神障害の業種別請求、決定及び支給決定件数

業種(大分類)	(件)					
	平成26年度			平成27年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業，林業，漁業，鉱業，採石業，砂利採取業	11 (1)	10 (2)	6 (1)	11 (0)	8 (0)	6 (0)
製造業	245 (56)	228 (51)	81 (17)	262 (65)	239 (60)	71 (18)
建設業	74 (3)	76 (4)	37 (3)	95 (11)	65 (6)	36 (2)
運輸業，郵便業	144 (25)	138 (27)	63 (13)	144 (32)	134 (25)	57 (11)
卸売業，小売業	213 (90)	197 (71)	71 (17)	223 (85)	191 (80)	65 (26)
金融業，保険業	54 (24)	38 (19)	7 (3)	52 (30)	52 (28)	14 (8)
教育，学習支援業	60 (32)	38 (18)	10 (4)	37 (21)	52 (30)	19 (11)
医療，福祉	236 (163)	202 (139)	60 (44)	254 (172)	194 (128)	47 (30)
情報通信業	73 (20)	80 (20)	32 (5)	94 (29)	70 (21)	30 (5)
宿泊業，飲食サービス業	55 (24)	60 (27)	38 (13)	71 (30)	59 (25)	29 (11)
その他の事業(上記以外の事業)	291 (113)	240 (84)	92 (30)	272 (99)	242 (89)	98 (24)
合計	1456 (551)	1307 (462)	497 (150)	1515 (574)	1306 (492)	472 (146)

(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」

(注) 1. 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
 2. 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。
 3. () 内は女性の件数で、内数である。

第5-15表 平成27年度精神障害の請求件数の多い業種（中分類の上位15業種）

			(件)
	業種(大分類)	業種(中分類)	請求件数
1	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	157 (99)
2	医療, 福祉	医療業	96 (73)
3	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	69 (12)
4	情報通信業	情報サービス業	58 (16)
5	建設業	総合工事業	54 (5)
6	卸売業, 小売業	その他の小売業	52 (24)
7	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	51 (24)
8	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	45 (12)
9	卸売業, 小売業	各種商品小売業	41 (26)
10	製造業	輸送用機械器具製造業	39 (6)
11	製造業	電気機械器具製造業	38 (9)
12	製造業	食料品製造業	37 (18)
12	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	37 (12)
14	金融業, 保険業	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	35 (27)
15	卸売業, 小売業	飲食料品小売業	32 (11)

(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」
(注) 1. 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
2. ()内は女性の件数で、内数である。

第5-16表 平成27年度精神障害の支給決定件数の多い業種（中分類の上位15業種）

			(件)
	業種(大分類)	業種(中分類)	支給決定件数
1	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	36 (4)
2	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	24 (14)
3	医療, 福祉	医療業	23 (16)
4	卸売業, 小売業	その他の小売業	21 (9)
5	情報通信業	情報サービス業	20 (2)
6	建設業	総合工事業	18 (1)
6	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	18 (7)
8	製造業	電気機械器具製造業	16 (3)
9	学術研究, 専門・技術サービス業	技術サービス業(他に分類されないもの)	15 (0)
9	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	15 (4)
11	建設業	設備工事業	14 (1)
12	卸売業, 小売業	飲食料品小売業	13 (6)
13	製造業	食料品製造業	11 (4)
13	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	11 (3)
13	宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業	11 (4)
13	教育, 学習支援業	学校教育	11 (6)

(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」
(注) 1. 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
2. ()内は女性の件数で、内数である。

次に、職種別（大分類）でみると、請求件数は「事務従事者」362件（23.9%）「専門的・技術的職業従事者」325件（21.5%）、「サービス職業従事者」183件（12.1%）の順で多く、支給決定件数は「専門的・技術的職業従事者」114件（24.2%）、「事務従事者」93件（19.7%）、「サービス職業従事者」53件（11.2%）の順に多くなっている（第5-17表）。

なお、職種別（中分類）では、請求件数は「事務従事者」の「一般事務従事者」241件（15.9%）、「販売従事者」の「営業職業従事者」90件（5.9%）、「販売従事者」の「商品販売従事者」86件（5.7%）の順で多く、支給決定件数は「事務従事者」の「一般事務従事者」61件（12.9%）、「管理的職業従事者」の「法人・団体管理職員」42件（8.9%）、「輸送・機械運転従事者」の「自動車運転従事者」34件（7.2%）の順に多くなっており、請求件数、支給決定件数ともに「一般事務従事者」が最多となっている（第5-18表、第5-19表）。

第5-17表 精神障害の職種別請求、決定及び支給決定件数

年度 職種(大分類)		平成26年度			平成27年度		
		請求件数	決定件数	うち支給 決定件数	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数
専門的・技術的職業従事者	347 (137)	297 (115)	110 (40)	325 (138)	295 (113)	114 (35)	
管理的職業従事者	84 (13)	92 (13)	49 (4)	80 (11)	83 (9)	44 (4)	
事務従事者	336 (182)	314 (146)	99 (41)	362 (182)	296 (165)	93 (44)	
販売従事者	155 (64)	142 (48)	53 (15)	178 (76)	147 (64)	48 (20)	
サービス職業従事者	193 (99)	155 (84)	63 (31)	183 (106)	167 (92)	53 (24)	
輸送・機械運転従事者	78 (6)	76 (11)	31 (3)	89 (12)	75 (7)	37 (3)	
生産工程従事者	127 (28)	132 (28)	51 (9)	159 (35)	129 (27)	36 (9)	
運搬・清掃・包装等従事者	62 (17)	47 (13)	17 (5)	58 (11)	50 (11)	19 (5)	
建設・採掘従事者	52 (1)	40 (1)	18 (1)	58 (1)	39 (1)	18 (0)	
その他の職種(上記以外の職種)	22 (4)	12 (3)	6 (1)	23 (2)	25 (3)	10 (2)	
合計	1456 (551)	1307 (462)	497 (150)	1515 (574)	1306 (492)	472 (146)	

(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」

(注) 1. 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
 2. 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。
 3. ()内は女性の件数で、内数である。

第5-18表 平成27年度精神障害の請求件数の多い職種（中分類の上位15職種）

			(件)
	職種(大分類)	職種(中分類)	請求件数
1	事務従事者	一般事務従事者	241 (131)
2	販売従事者	営業職業従事者	90 (27)
3	販売従事者	商品販売従事者	86 (48)
4	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	77 (12)
5	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	70 (47)
5	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	70 (10)
7	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	64 (22)
7	事務従事者	営業・販売事務従事者	64 (23)
9	専門的・技術的職業従事者	保健師、助産師、看護師	59 (55)
10	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	53 (7)
11	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	44 (21)
12	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	35 (4)
12	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	35 (20)
14	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品)	34 (5)
15	事務従事者	会計事務従事者	32 (17)

(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」
(注) 1. 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
2. ()内は女性の件数で、内数である。

第5-19表 平成27年度精神障害の支給決定件数の多い職種（中分類の上位15職種）

			(件)
	職種(大分類)	職種(中分類)	支給決定件数
1	事務従事者	一般事務従事者	61 (34)
2	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	42 (4)
3	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	34 (3)
4	販売従事者	商品販売従事者	25 (14)
5	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	24 (0)
6	販売従事者	営業職業従事者	23 (6)
7	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	19 (3)
8	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	18 (6)
9	事務従事者	営業・販売事務従事者	17 (6)
10	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	14 (7)
11	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	12 (7)
11	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	12 (3)
13	専門的・技術的職業従事者	その他の専門的職業従事者	11 (4)
14	専門的・技術的職業従事者	製造技術者(開発を除く)	9 (1)
14	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	9 (2)

(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」
(注) 1. 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
2. ()内は女性の件数で、内数である。

年齢別では、請求件数は「40～49歳」459件（30.3%）、「30～39歳」419件（27.7%）、「50～59歳」287件（18.9%）の順で多く、支給決定件数は「40～49歳」147件（31.1%）、「30～39歳」137件（29.0%）、「20～29歳」87件（18.4%）の順に多くなっている（第5-20表）。

第5-20表 精神障害の年齢別請求、決定及び支給決定件数

		平成26年度						平成27年度						
年度 年齢	請求件数	決定件数				うち支給決定件数		請求件数	決定件数				うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺			うち自殺		うち自殺		うち自殺	
19歳以下	15 (9)	1 (0)	11 (5)	1 (0)	9 (4)	0 (0)	18 (9)	4 (1)	11 (5)	2 (0)	2 (1)	0 (0)		
20～29歳	297 (111)	40 (4)	271 (99)	49 (9)	104 (37)	19 (1)	281 (119)	43 (3)	244 (108)	34 (3)	87 (36)	14 (1)		
30～39歳	419 (139)	52 (3)	390 (127)	52 (5)	138 (37)	23 (0)	419 (150)	56 (5)	382 (133)	57 (4)	137 (42)	22 (2)		
40～49歳	454 (190)	72 (7)	392 (144)	61 (4)	140 (43)	28 (1)	459 (164)	58 (3)	408 (145)	69 (4)	147 (40)	34 (0)		
50～59歳	217 (83)	37 (2)	199 (73)	38 (2)	86 (23)	23 (0)	287 (113)	34 (2)	229 (90)	38 (4)	85 (25)	21 (2)		
60歳以上	54 (19)	11 (3)	44 (14)	9 (1)	20 (6)	6 (0)	51 (19)	4 (1)	32 (11)	5 (1)	14 (2)	2 (0)		
合計	1456 (551)	213 (19)	1307 (462)	210 (21)	497 (150)	99 (2)	1515 (574)	199 (15)	1306 (492)	205 (16)	472 (146)	93 (5)		

(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」
(注) 1. 自殺は、未遂を含む件数である。
2. ()内は女性の件数で、内数である。

1か月平均の時間外労働時間数別の支給決定件数では、「20時間未満」86件、「160時間以上」65件、「20時間以上～40時間未満」50件の順で多くなっており、前年度に引き続き、「20時間未満」が最多となっている（第5-21表）。

第5-21表 精神障害の時間外労働時間数（1か月平均）別支給決定件数

区分	年度	平成26年度		平成27年度	
		決定件数	うち自殺	決定件数	うち自殺
20時間未満		118(67)	7(0)	86(52)	5(1)
20時間以上～40時間未満		37(9)	12(0)	50(24)	9(1)
40時間以上～60時間未満		34(11)	6(0)	46(10)	11(0)
60時間以上～80時間未満		18(2)	8(0)	20(3)	4(0)
80時間以上～100時間未満		27(4)	11(0)	20(4)	7(1)
100時間以上～120時間未満		50(12)	14(1)	45(8)	18(1)
120時間以上～140時間未満		36(6)	5(0)	40(3)	15(0)
140時間以上～160時間未満		21(0)	5(0)	22(3)	4(0)
160時間以上		67(4)	26(0)	65(11)	18(0)
その他		89(35)	5(1)	78(28)	2(1)
合計		497(150)	99(2)	472(146)	93(5)

(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」
(注) 1. 自殺は、未遂を含む件数である。
2. その他の件数は、出来事による心理的負荷が極めてであると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。
3. ()内は女性の件数で、内数である。

就労形態別の支給決定件数では、前年度に引き続き、「正規職員・従業員」が最多で、407件と全体の86.2%を占めている（第5-22表）。

第5-22表 精神障害の就労形態別決定及び支給決定件数

区分	年度	平成26年度				平成27年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺				
正規職員・従業員		1099(337)	195(13)	435(108)	93(1)	1077(363)	189(12)	407(111)	87(4)
契約社員		70(34)	6(4)	16(6)	3(1)	78(37)	5(0)	18(11)	1(0)
派遣労働者		30(18)	0(0)	4(4)	0(0)	37(15)	5(1)	13(4)	2(0)
パート・アルバイト		90(68)	4(4)	36(31)	0(0)	99(72)	4(3)	27(20)	1(1)
その他(特別加入者等)		18(5)	5(0)	6(1)	3(0)	15(5)	2(0)	7(0)	2(0)
合計		1307(462)	210(21)	497(150)	99(2)	1306(492)	205(16)	472(146)	93(5)

(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」
(注) 1. 自殺は、未遂を含む件数である。
2. 就労形態の区分は以下のとおりである。
・正規職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
・契約社員
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
・派遣労働者
労働者派遣法に基づき労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
・パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。
3. ()内は女性の件数で、内数である。

出来事別の支給決定件数では、「特別な出来事」87件、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」75件、「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」60件、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」45件の順に多くなっている。（第5-23表）。

第5-23表 精神障害の出来事別決定及び支給決定件数

出来事の種類	具体的な出来事	平成26年度				平成27年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺	
1 事故や災害の体験	（重度の）病気やケガをした	79（20）	7（0）	43（5）	5（0）	85（23）	3（0）	34（7）	1（0）
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	101（56）	0（0）	72（43）	0（0）	80（46）	0（0）	45（24）	0（0）
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	4（0）	0（0）	2（0）	0（0）	5（1）	2（0）	2（0）	1（0）
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	40（7）	19（0）	17（3）	9（0）	34（10）	13（2）	11（2）	6（0）
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	7（0）	3（0）	7（0）	3（0）	15（5）	4（0）	6（0）	3（0）
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	2（0）	1（0）	1（0）	1（0）	2（0）	1（0）	0（0）	0（0）
	業務に関連し、違法行為を強要された	15（6）	0（0）	1（0）	0（0）	8（2）	1（0）	2（1）	0（0）
	達成困難なノルマが課された	18（1）	7（0）	5（0）	4（0）	10（1）	5（0）	4（1）	2（0）
	ノルマが達成できなかった	5（3）	2（0）	0（0）	0（0）	8（0）	3（0）	5（0）	1（0）
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	4（2）	2（0）	1（1）	0（0）	3（1）	1（0）	0（0）	0（0）
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	6（2）	2（0）	3（1）	2（0）	12（4）	4（0）	3（0）	1（0）
	顧客や取引先からクレームを受けた	35（10）	8（0）	17（2）	6（0）	19（13）	0（0）	2（1）	0（0）
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）
	上司が不在になることにより、その代行を任せられた	2（0）	1（0）	0（0）	0（0）	1（0）	1（0）	1（0）	1（0）
3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった	129（24）	39（2）	50（9）	20（0）	152（39）	42（3）	75（17）	26（3）
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	89（8）	24（0）	55（6）	13（0）	55（7）	11（1）	36（5）	7（0）
	2週間以上にわたって連続勤務を行った	27（7）	4（0）	15（4）	1（0）	38（7）	9（0）	25（5）	5（0）
	勤務形態に変化があった	4（1）	0（0）	0（0）	0（0）	6（3）	0（0）	0（0）	0（0）
	仕事のペース、活動の変化があった	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	30（7）	1（0）	11（3）	1（0）	24（7）	2（0）	5（1）	1（0）
	配置転換があった	52（15）	12（1）	10（1）	4（0）	55（11）	13（1）	13（2）	3（0）
	転勤をした	10（0）	5（0）	4（0）	2（0）	16（2）	9（0）	4（0）	4（0）
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	3（1）	1（0）	1（0）	0（0）	5（3）	2（0）	2（0）	2（0）
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	5（3）	2（1）	1（1）	0（0）	3（1）	0（0）	1（0）	0（0）
	自分の昇格・昇進があった	7（3）	2（1）	1（0）	1（0）	7（1）	2（0）	1（0）	0（0）
	部下が減った	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	1（0）	0（0）	0（0）	0（0）
	早期退職制度の対象となった	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
非正規社員である自分の契約満了が迫った	2（1）	0（0）	0（0）	0（0）	1（0）	0（0）	0（0）	0（0）	
5 対人関係	（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	169（70）	14（5）	69（26）	4（0）	151（61）	15（2）	60（22）	8（1）
	上司とのトラブルがあった	221（102）	13（5）	21（8）	4（2）	259（123）	30（3）	21（6）	3（0）
	同僚とのトラブルがあった	40（20）	3（2）	2（1）	0（0）	50（27）	3（2）	2（1）	1（1）
	部下とのトラブルがあった	4（3）	1（0）	0（0）	0（0）	10（2）	5（0）	1（1）	0（0）
	理解してくれていない人の異動があった	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
	上司が替わった	1（0）	0（0）	0（0）	0（0）	1（0）	0（0）	0（0）	0（0）
	同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	3（0）	0（0）	0（0）	0（0）	1（1）	0（0）	0（0）	0（0）
	6 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	47（47）	2（2）	27（27）	0（0）	44（44）	0（0）	24（24）
7 特別な出来事（注2）		61（9）	19（0）	61（9）	19（0）	87（26）	17（0）	87（26）	17（0）
8 その他（注3）		84（33）	16（2）	0（0）	0（0）	56（19）	7（2）	0（0）	0（0）
合計		1307（462）	210（21）	497（150）	99（2）	1306（492）	205（16）	472（146）	93（5）

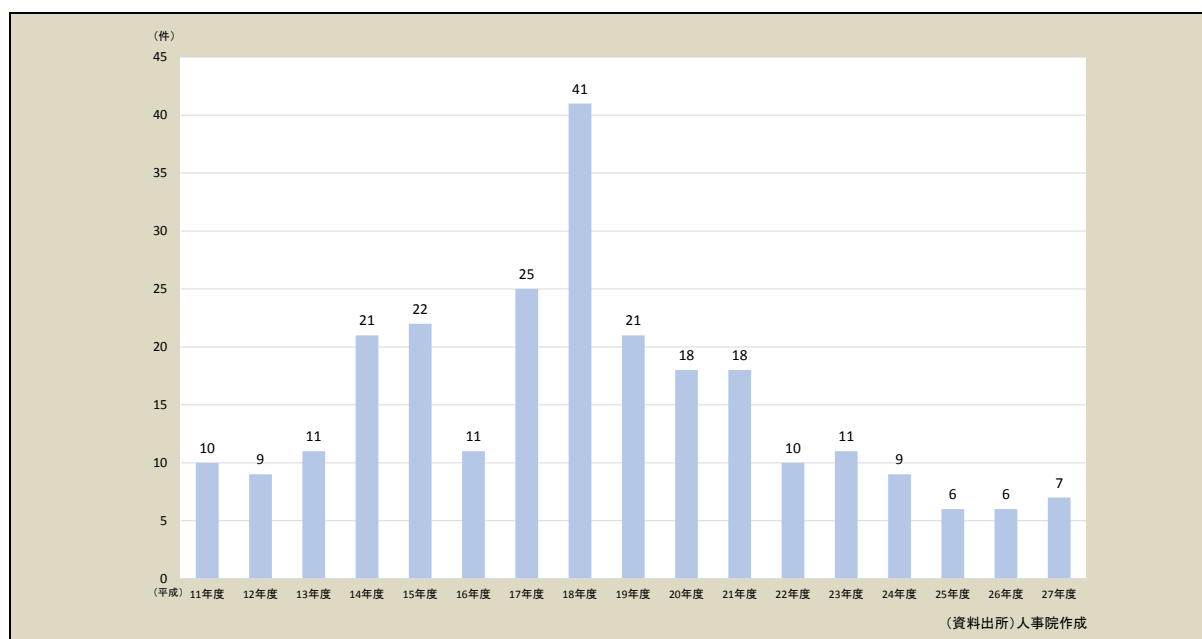
（資料出所）厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」

（注） 1. 「具体的な出来事」は、平成23年12月26日付付基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表1による。
 2. 「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。
 3. 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。
 4. 自殺は、未遂を含む件数である。
 5. （ ）内は女性の件数で、内数である。

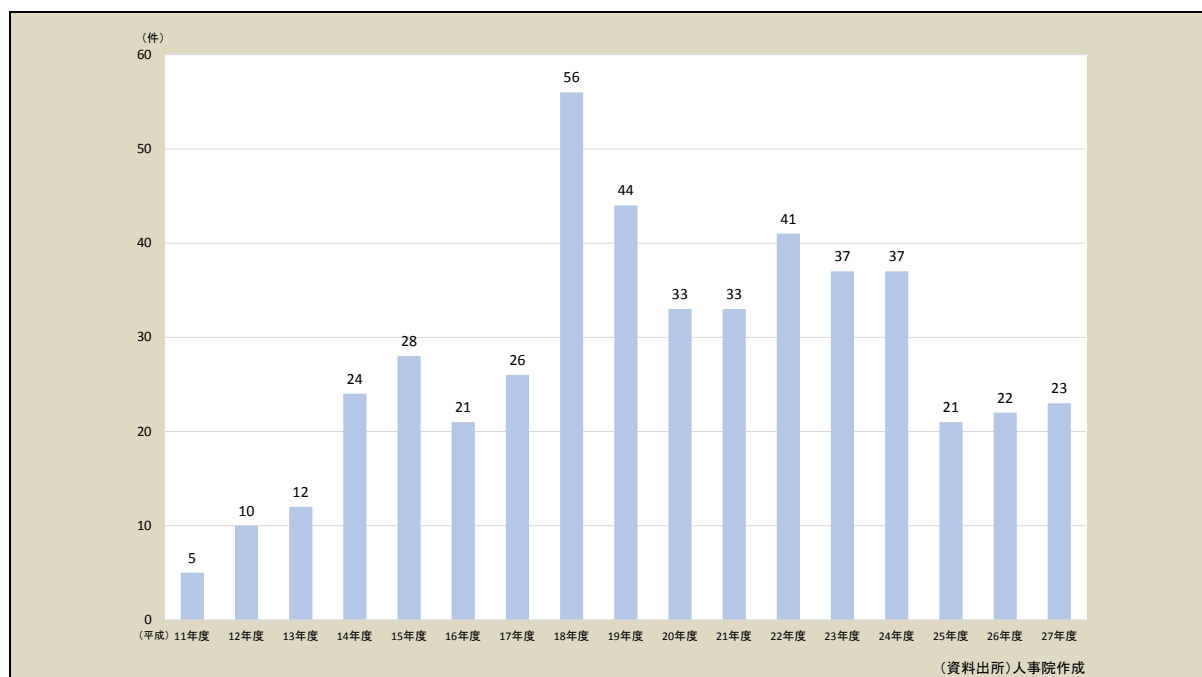
6 国家公務員の公務災害の補償状況

一般職の国家公務員の公務災害について、平成14年度以降では協議件数（各府省等は、脳・心臓疾患、精神疾患等^注）に係る公務上外の認定を行うに当たっては、事前に人事院に協議を行うこととされており、その協議件数は、脳・心臓疾患は6件から41件の間で、精神疾患等は21件から56件の間で推移している。このうち公務災害の認定件数は、脳・心臓疾患は1件から15件の間で、精神疾患等は3件から17件の間で推移している（第6-1図～第6-4図）。

第6-1図 一般職の国家公務員に係る脳・心臓疾患の協議件数の推移

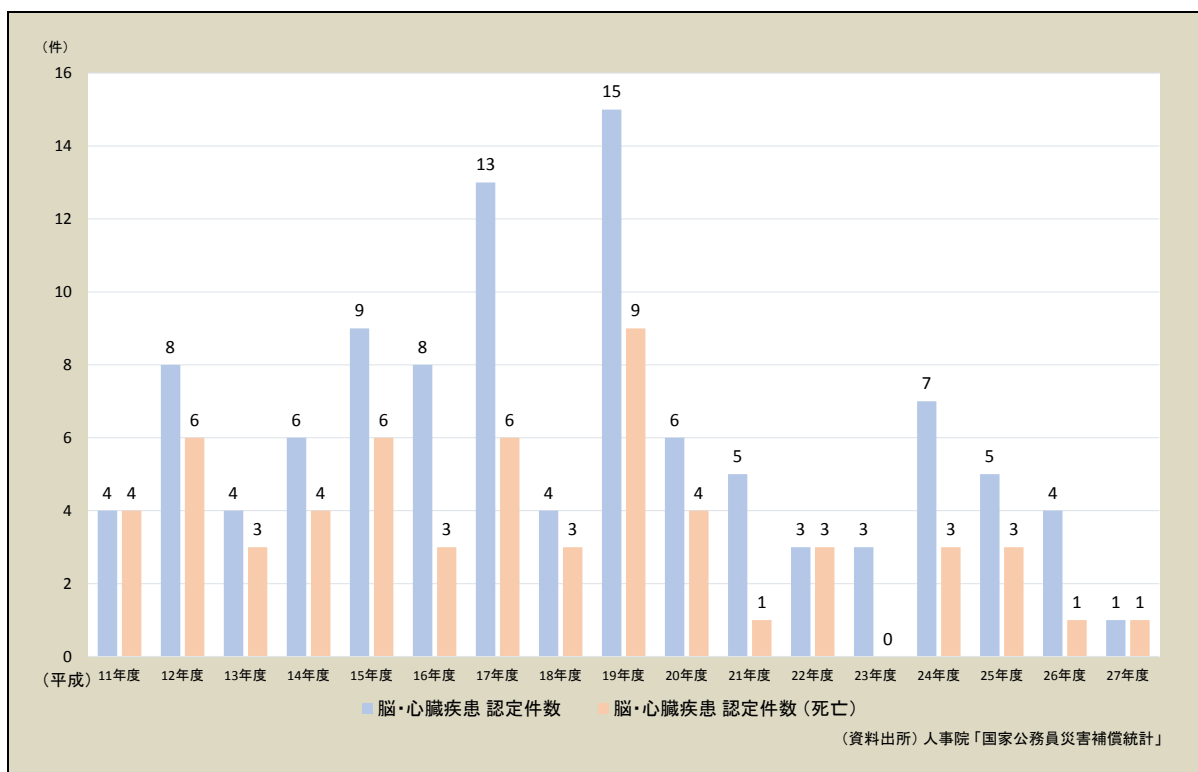


第6-2図 一般職の国家公務員に係る精神疾患等の協議件数の推移

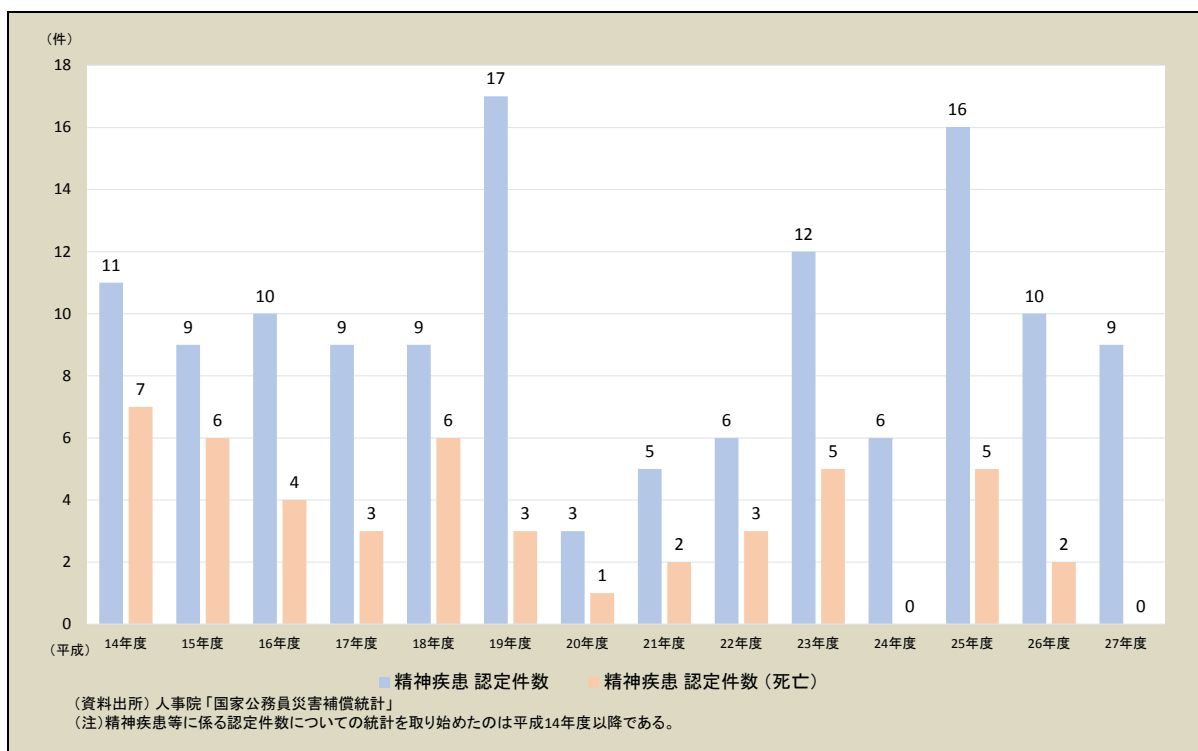


注) 精神疾患又は精神疾患に起因する自殺等の自損行為による負傷、疾病若しくは死亡をいう。

第6-3図 一般職の国家公務員に係る脳・心臓疾患の認定件数の推移



第6-4図 一般職の国家公務員に係る精神疾患等の認定件数の推移



平成27年度の状況をみると、脳・心臓疾患の協議件数は7件(前年度6件)であり、認定件数は1件(同4件)となっている。職種別では、一般行政職が協議件数4件(同5件)、認定件数1件(同2件)で最も多くなっている。年齢別では、40歳代が協議件数4件(同3件)、認定件数1件(同2件)で最も多く、次いで50歳代が協議件数2件(同2件)の順となっている(第6-5表、第6-6表)。超過勤務時間数別認定件数及び常勤・非常勤別判断及び認定件数は

第6-7表、第6-8表のとおりである。

第6-5表 脳・心臓疾患の職種別協議、判断及び認定件数

年度 職種	平成26年度			平成27年度		
	協議件数	判断件数	うち認定件数	協議件数	判断件数	うち認定件数
一般行政職	5	3	2	4	3	1
専門行政職	0	0	0	0	0	0
公安職	0	1	0	1	0	0
教育職	0	1	0	0	0	0
研究職	0	0	0	0	0	0
医療職	1	2	2	1	0	0
福祉職	0	0	0	0	0	0
指定職	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	1	0	0
合計	6	7	4	7	3	1

(資料出所) 人事院「平成27年度過労死等の公務災害補償状況について」
(注) 職種ごとの具体例は次のとおりである。

① 一般行政職: ②～⑨以外の一般行政従事職員
② 専門行政職: 航空管制官、特許庁審査官等
③ 公安職: 刑務官、海上保安官等
④ 教育職: 海上保安大学校等の教授、准教授等
⑤ 研究職: 研究所研究員等
⑥ 医療職: 医師、看護師等
⑦ 福祉職: 児童福祉施設児童指導員等
⑧ 指定職: 事務次官、局長等
⑨ その他: 検察官、本府省参与等

第6-6表 脳・心臓疾患の年齢別協議、判断及び認定件数

年度 年齢	平成26年度						平成27年度					
	協議件数	判断件数		うち認定件数		協議件数	判断件数		うち認定件数			
		うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡		うち死亡	うち死亡	うち死亡			
19歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20～29歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30～39歳	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	
40～49歳	3	1	3	0	2	0	4	1	2	1	1	
50～59歳	2	0	1	0	0	0	2	0	1	0	0	
60歳以上	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	
合計	6	1	7	1	4	1	7	1	3	1	1	

(資料出所) 人事院「平成27年度過労死等の公務災害補償状況について」

第 6-7 表 脳・心臓疾患の超過勤務時間数(1か月平均)別認定件数

区分	年度	平成26年度		平成27年度	
			うち死亡		うち死亡
20時間未満		0	0	0	0
20時間以上～40時間未満		0	0	0	0
40時間以上～60時間未満		0	0	0	0
60時間以上～80時間未満		0	0	0	0
80時間以上～100時間未満		2	1	0	0
100時間以上		0	0	0	0
その他		2	0	1	1
合 計		4	1	1	1

(資料出所) 人事院「平成27年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注)1. 上記件数には、超過勤務時間以外の過重負荷要素も総合的にみて公務上の災害と判断されたものを含む。

2. 「その他」の件数は、宿日直勤務等、超過勤務ではないが拘束が長期間にわたるものや、異常な出来事等により極度の心理的負荷が認められたことにより、公務上の災害となると判断された事案等の件数である。

第 6-8 表 脳・心臓疾患の常勤・非常勤別判断及び認定件数

区分	年度	平成26年度				平成27年度			
		判断件数		うち認定件数		判断件数		うち認定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
常勤職員		7	1	4	1	2	1	1	1
非常勤職員		0	0	0	0	1	0	0	0
合 計		7	1	4	1	3	1	1	1

(資料出所) 人事院「平成27年度過労死等の公務災害補償状況について」

精神疾患等の平成27年度の状況をみると、協議件数は23件(前年度22件)であり、認定件数は9件(同10件)となっている。職種別では、一般行政職が協議件数14件(同14件)、認定件数4件(同5件)で最も多く、次いで医療職が協議件数4件(同6件)、認定件数3件(同4件)、公安職が協議件数4件(同2件)、認定件数1件(同1件)と多くなっている。年齢別では、40歳代が協議件数8件(同8件)、認定件数4件(同3件)、30歳代が協議件数8件(同6件)、認

定件数3件(同3件)と多く、次いで50歳代が協議件数4件(同1件)と続いている。業務負荷の類型別の認定件数は、セクシュアル・ハラスメント3件(同3件)、公務に関連する異常な出来事への遭遇が3件(同2件)となっている(第6-9表～第6-11表)。超過勤務時間数別認定件数及び常勤・非常勤別判断及び認定件数は第6-12表、第6-13表のとおりである。

第6-9表 精神疾患等の職種別協議、判断及び認定件数

年度 職種	平成26年度			平成27年度		
	協議件数	判断件数	うち認定件数	協議件数	判断件数	うち認定件数
一般行政職	14	14	5	14	7	4
専門行政職	0	0	0	1	0	0
公安職	2	5	1	4	3	1
教育職	0	0	0	0	1	1
研究職	0	0	0	0	0	0
医療職	6	7	4	4	3	3
福祉職	0	0	0	0	0	0
指定職	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	22	26	10	23	14	9

(資料出所) 人事院「平成27年度過労死等の公務災害補償状況について」
(注) 職種ごとの具体例は次のとおりである。

- ① 一般行政職: ②～⑨以外の一般行政従事職員
- ② 専門行政職: 航空管制官、特許庁審査官等
- ③ 公安職: 刑務官、海上保安官等
- ④ 教育職: 海上保安大学校等の教授、准教授等
- ⑤ 研究職: 研究所研究員等
- ⑥ 医療職: 医師、看護師等
- ⑦ 福祉職: 児童福祉施設児童指導員等
- ⑧ 指定職: 事務次官、局長等
- ⑨ その他: 検察官、本府省参与等

第6-10表 精神疾患等の年齢別協議、判断及び認定件数

年度 年齢	平成26年度						平成27年度					
	協議件数		判断件数		うち認定件数		協議件数		判断件数		うち認定件数	
	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡
19歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳	7	1	3	0	3	0	3	0	3	0	2	0
30～39歳	6	0	6	1	3	1	8	0	5	0	3	0
40～49歳	8	2	11	1	3	1	8	0	6	0	4	0
50～59歳	1	1	6	2	1	0	4	0	0	0	0	0
60歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	22	4	26	4	10	2	23	0	14	0	9	0

(資料出所) 人事院「平成27年度過労死等の公務災害補償状況について」

第 6-11 表 精神疾患等の業務負荷の類型別判断及び認定件数

業務負荷の類型		平成26年度				平成27年度			
		判断件数		うち認定件数		判断件数		うち認定件数	
		うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡				
1 仕事の量・質	仕事の内容	3	2	1	1	4	0	1	0
	仕事の量 (勤務時間の長さ)	5	1	3	0	3	0	2	0
	勤務形態	0	0	0	0	0	0	0	0
2 役割・地位等の変化	配置転換	0	0	0	0	0	0	0	0
	転勤	0	0	0	0	0	0	0	0
	昇任	0	0	0	0	0	0	0	0
3 業務の執行体制		1	1	1	1	0	0	0	0
4 仕事の失敗、責任問題の発生・対処	仕事の失敗	0	0	0	0	0	0	0	0
	不祥事の発生と対処	0	0	0	0	0	0	0	0
5 対人関係等の職場環境	職場でのトラブル	10	0	0	0	1	0	0	0
	セクシュアル・ハラスメント	3	0	3	0	3	0	3	0
6 公務に関連する異常な出来事への遭遇		4	0	2	0	3	0	3	0
7 その他		0	0	0	0	0	0	0	0
合計		26	4	10	2	14	0	9	0

(資料出所) 人事院「平成27年度過労死等の公務災害補償状況について」
 (注) 1. 「業務負荷の類型」は、「精神疾患等の公務上の災害の認定について」(平成20年4月1日付け職補-114人事院事務総局職員福祉局長)の「別紙精神疾患等の公務上災害の認定指針」の「別表 公務に関連する負荷の分析表」による。
 2. 分類は、各事案の主要な業務負荷により行った。
 3. 「公務に関連する異常な出来事への遭遇」は、業務に関連して、異常な出来事(通常起こり得る事態として想定できるものを著しく超えた突発的な出来事で驚愕、恐怖、混乱等強度の精神的負荷を起こす可能性のあるもの)に遭遇したものの件数である。
 4. 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。

第 6-12 表 精神疾患等の超過勤務時間数(1か月平均)別認定件数

区 分	年 度	平成26年度		平成27年度	
		うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡
20時間未満		1	0	0	0
20時間以上～40時間未満		1	1	1	0
40時間以上～60時間未満		0	0	0	0
60時間以上～80時間未満		1	1	1	0
80時間以上～100時間未満		1	0	0	0
100時間以上～120時間未満		0	0	0	0
120時間以上～140時間未満		0	0	1	0
140時間以上		2	0	0	0
その他		4	0	6	0
合計		10	2	9	0

(資料出所) 人事院「平成27年度過労死等の公務災害補償状況について」
 (注) 「その他」の件数は、異常な出来事等により極度の心理的負荷が認められるものなど超過勤務時間を評価するまでもなく公務上の災害となると判断された事案の件数である。

第 6-13 表 精神疾患等の常勤・非常勤別判断及び認定件数

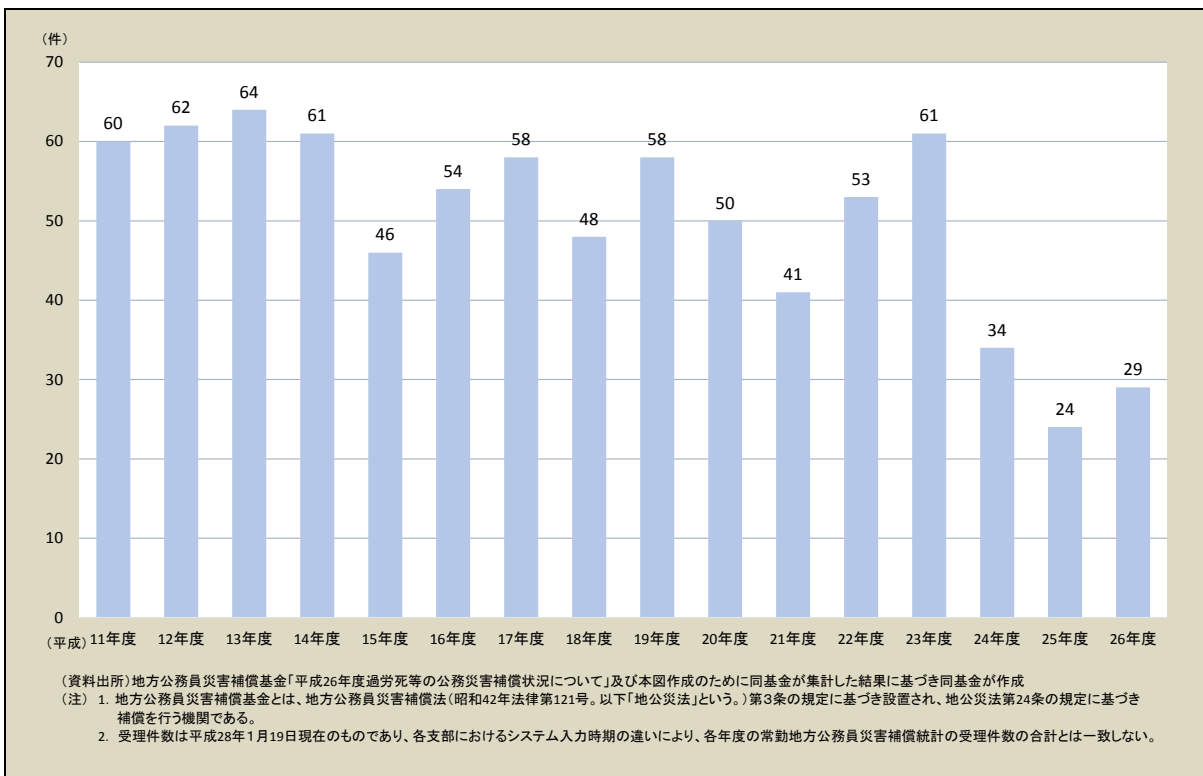
年度 区分	平成26年度				平成27年度			
	判断件数		うち認定件数		判断件数		うち認定件数	
	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	
常勤職員	26	4	10	2	11	0	8	0
非常勤職員	0	0	0	0	3	0	1	0
合計	26	4	10	2	14	0	9	0

(資料出所) 人事院「平成27年度過労死等の公務災害補償状況について」

7 地方公務員の公務災害の補償状況

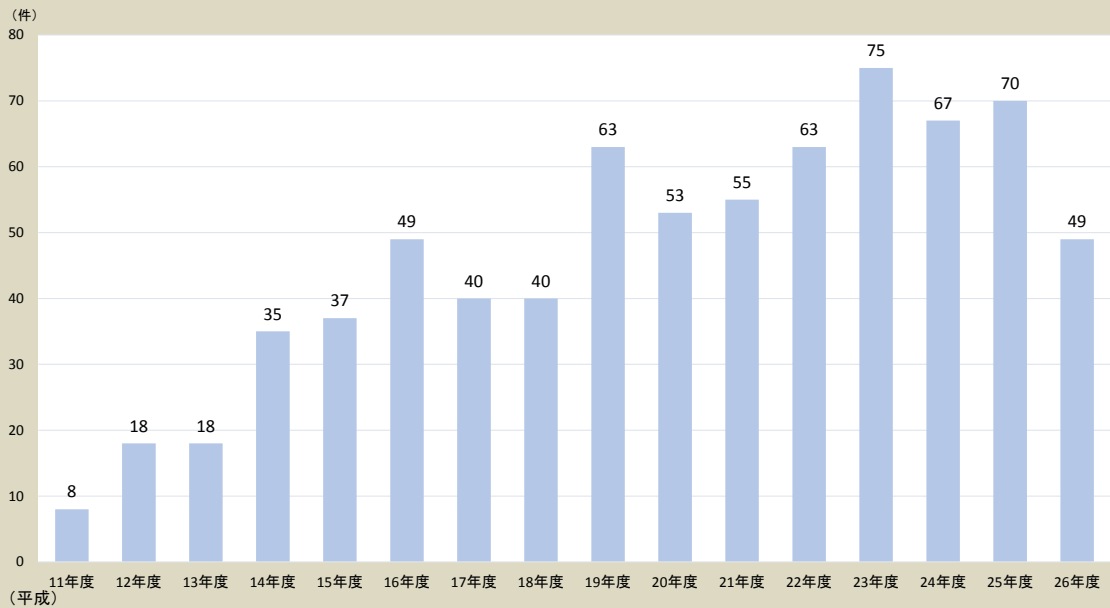
過去10年間における地方公務員の公務災害の受理件数について、脳・心臓疾患は24件から61件の間で、精神疾患等^{注)}は40件から75件の間で推移しており、認定件数について、脳・心臓疾患は9件から21件の間で、精神疾患等は15件から37件の間で推移している(第7-1図～第7-4図)。

第7-1図 地方公務員に係る脳・心臓疾患の受理件数の推移



注) 精神疾患及び自殺をいう。

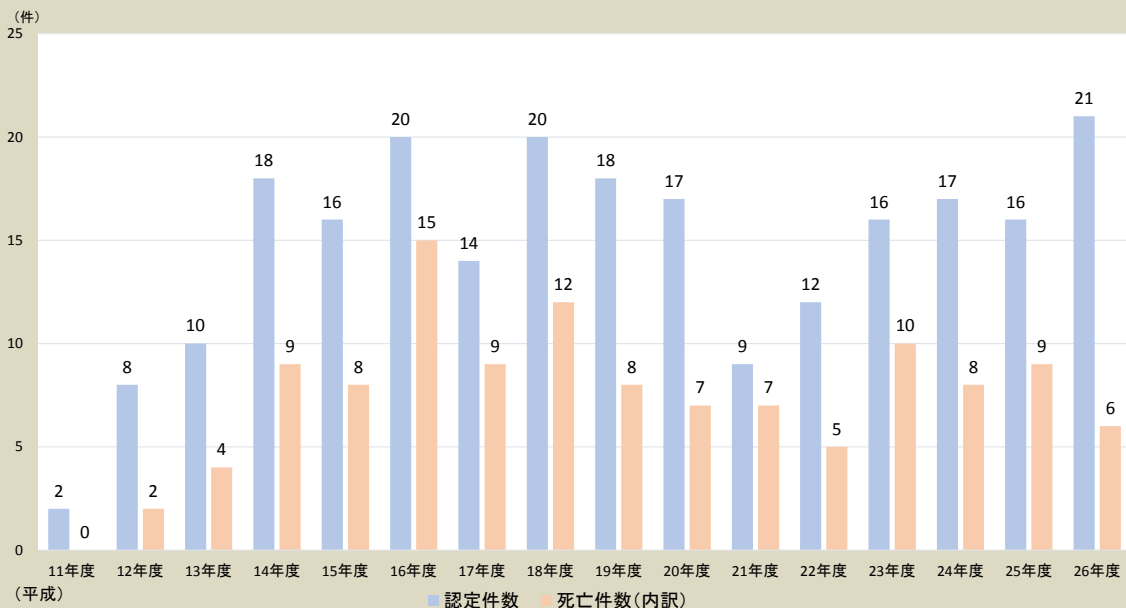
第7-2 図 地方公務員に係る精神疾患等の受案件数の推移



(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成26年度過労死等の公務災害補償状況について」及び本図作成のために同基金が集計した結果に基づき同基金が作成

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
 2. 受案件数は平成28年1月19日現在のものであり、各支部におけるシステム入力時期の違いにより、各年度の常勤地方公務員災害補償統計の受案件数の合計とは一致しない。

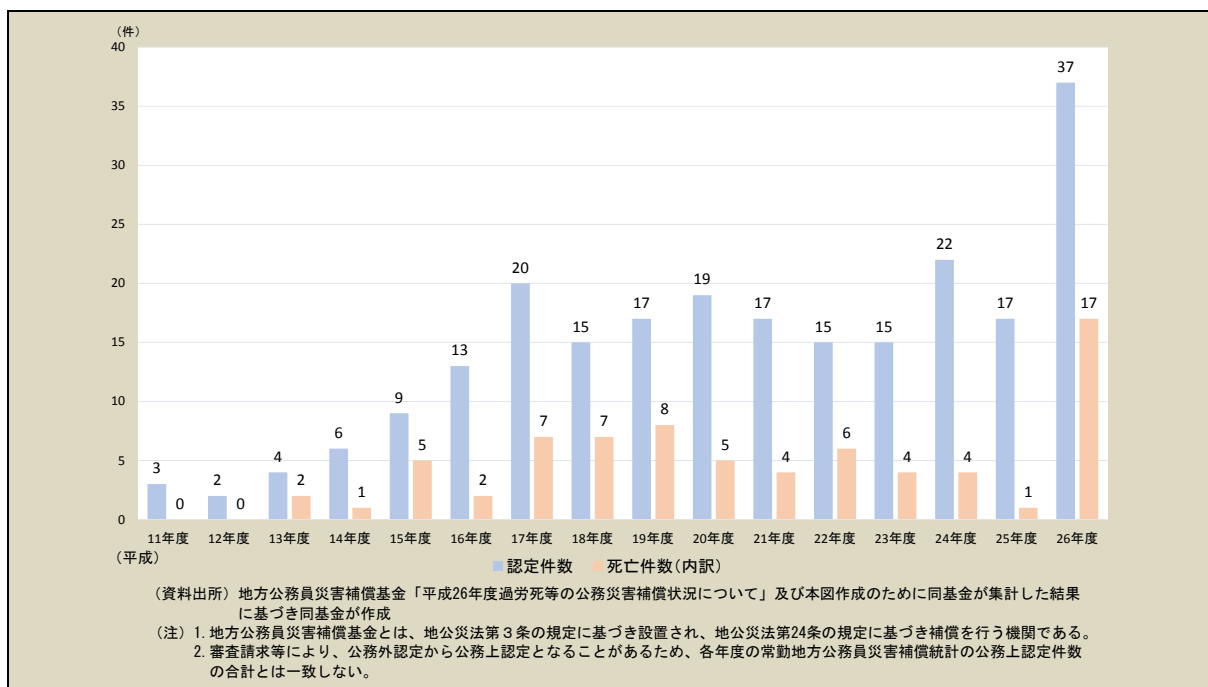
第7-3 図 地方公務員に係る脳・心臓疾患の公務上認定件数の推移



(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成26年度過労死等の公務災害補償状況について」及び本図作成のために同基金が集計した結果に基づき同基金が作成

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
 2. 審査請求等により、公務外認定から公務上認定となることがあるため、各年度の常勤地方公務員災害補償統計の公務上認定件数の合計とは一致しない。

第7-4図 地方公務員に係る精神疾患等の公務上認定件数の推移



脳・心臓疾患の平成26年度の状況をみると、受理件数は29件（平成25年度24件）であり、認定件数は21件（同16件）となっている。職種別では、受理件数について、義務教育学校職員は8件（同3件）、次いでその他の職員（一般職員等）は7件（同7件）などとなっており、認定件数について、その他の職員（一般職員等）は9件（同4件）、次いで義務教育学校職員は6件（同2件）などとなっている。年齢別では、受理件数について、40歳代は12件（同7件）、次いで50歳代は8件（同12件）などとなっており、認定件数について、50歳代は8件（同6件）、次いで30歳代及び40歳代は5件（同3件及び6件）などとなっている。超過勤務時間数別認定件数及び常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務別認定件数は第7-7表、第7-8表のとおりである（第7-5表～第7-8表）。

第7-5表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

職種	平成25年度		平成26年度	
	受理件数	認定件数	受理件数	認定件数
義務教育学校職員	3	2	8	6
義務教育学校職員以外の教育職員	4	1	5	2
警察職員	6	7	6	4
消防職員	4	2	1	0
電気・ガス・水道事業職員	0	0	0	0
運輸事業職員	0	0	1	0
清掃事業職員	0	0	1	0
船員	0	0	0	0
その他の職員（一般職員等）	7	4	7	9
合計	24	16	29	21

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成26年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。

第7-6表 脳・心臓疾患の年齢別受理及び認定件数

年 齢 年 度			平成25年度				平成26年度				
			受理件数		認定件数		受理件数		認定件数		
				うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
19	歳	以 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	～	29 歳	2	1	1	1	3	0	1	1	
30	～	39 歳	3	1	3	1	5	0	5	2	
40	～	49 歳	7	2	6	4	12	2	5	1	
50	～	59 歳	12	2	6	3	8	1	8	2	
60	歳	以 上	0	0	0	0	1	0	2	0	
合 計			24	6	16	9	29	3	21	6	

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成26年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。

第7-7表 脳・心臓疾患の超過勤務時間数（1か月平均）別認定件数

区 分	年 度	平成25年度		平成26年度	
			うち死亡		うち死亡
20時間未満		1	1	1	1
20時間以上～40時間未満		0	0	0	0
40時間以上～60時間未満		0	0	1	0
60時間以上～80時間未満		2	1	5	1
80時間以上～100時間未満		1	1	5	2
100時間以上		9	4	8	2
その他 <small>(注3)</small>		3	2	1	0
合 計		16	9	21	6

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成26年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 上記件数には、超過勤務時間以外の過重負荷要素も総合的にみて公務上の災害と判断されたものを含む。

3. 「その他」の件数は、宿日直勤務等、超過勤務ではないが拘束が長期間にわたるものや、異常な出来事等により極度の心理的負荷が認められたことにより、公務上の災害となると判断された事案等の件数である。

第7-8表 脳・心臓疾患の常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務別認定件数

区分	平成25年度		平成26年度	
	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡
常勤職員	16	9	21	6
常勤的非常勤職員 <small>(注2)</small>	0	0	0	0
再任用短時間勤務職員 <small>(注3)</small>	0	0	0	0
合計	16	9	21	6

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成26年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
 2. 「常勤的非常勤職員」は、地方公務員災害補償法施行令第1条第2号に定める職員である。
 3. 「再任用短時間勤務職員」は、地方公務員災害補償法施行令第1条第1号に定める職員である。

また、精神疾患等の平成26年度の状況をみると、受理件数は49件（平成25年度70件）であり、認定件数は37件（同17件）となっている。職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は24件（同41件）、次いで義務教育学校職員は8件（同6件）などとなっており、認定件数について、その他の職員（一般職員等）は19件（同12件）、次いで消防職員は6件（同0件）などとなっている。年齢別では、受理件数について、30歳代は17件（同19件）、次いで40歳代は15件（同20件）などとなっており、認定件数について、30歳代は13件（同6件）、次いで20歳代及び50歳代は11件（同4件及び3件）などとなっている。業務負荷の類型別の認定件数については、住民等との公務上での関係が10件（同5件）、次いで対人関係等の職場環境が9件（同1件）などとなっている。超過勤務時間数別認定件数及び常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務別認定件数は第7-12表、第7-13表のとおりである（第7-9表～第7-13表）。

第7-9表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

職種	平成25年度		平成26年度	
	受理件数	認定件数	受理件数	認定件数
	義務教育学校職員	6	3	8
義務教育学校職員以外の教育職員	9	0	7	4
警察職員	1	2	1	3
消防職員	10	0	6	6
電気・ガス・水道事業職員	0	0	1	0
運輸事業職員	0	0	1	0
清掃事業職員	3	0	1	0
船員	0	0	0	0
その他の職員(一般職員等)	41	12	24	19
合計	70	17	49	37

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成26年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
 2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。

第7-10表 精神疾患等の年齢別受理及び認定件数

年齢	平成25年度				平成26年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19歳以下	1	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳	18	0	4	0	8	1	11	0
30～39歳	19	2	6	0	17	0	13	8
40～49歳	20	3	4	1	15	0	2	1
50～59歳	12	2	3	0	9	1	11	8
60歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	70	7	17	1	49	2	37	17

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成26年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。

第7-11表 精神疾患等の業務負荷の類型別認定件数一覧

業務負荷の類型		平成25年度		平成26年度	
			うち死亡		うち死亡
1 異常な出来事への遭遇 <small>(注4)</small>		7	0	6	0
2 仕事の量・質	仕事の内容	1	0	3	3
	仕事の量 (勤務時間の長さ)	2	1	7	5
	勤務形態	0	0	0	0
3 役割・地位等の変化	異動	0	0	0	0
	昇任	0	0	0	0
4 業務の執行体制		0	0	1	0
5 仕事の失敗、責任問題の発生・対処	仕事の失敗	1	0	0	0
	不祥事の発生と対処	0	0	1	1
6 対人関係等の職場環境		1	0	9	6
7 住民等との公務上での関係		5	0	10	2
合計		17	1	37	17

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成26年度過労死等の公務災害補償状況について」
 (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
 2. 「業務負荷の類型」は、「精神疾患等の公務災害の認定について」の実施について(平成24年3月16日付地基補第62号)の「別表 業務負荷の分析表」による。
 3. 分類は、各事案の主要な業務負荷により行った。
 4. 「異常な出来事への遭遇」は、業務に関連して、異常な出来事(通常起こり得る事態として想定できるものを著しく超えた突発的な出来事で驚愕、恐怖、混乱等強度の精神的負荷を起す可能性のあるもの)に遭遇したものの件数である。

第7-12表 精神疾患等の超過勤務時間数（1ヶ月平均）別認定件数

区分	年度	平成25年度		平成26年度	
			うち死亡		うち死亡
	20時間未満	0	0	0	0
	20時間以上～40時間未満	0	0	0	0
	40時間以上～60時間未満	0	0	0	0
	60時間以上～80時間未満	1	0	0	0
	80時間以上～100時間未満	0	0	5	2
	100時間以上～120時間未満	0	0	4	4
	120時間以上～140時間未満	1	1	3	2
	140時間以上	2	0	0	0
	その他 ^(注3)	13	0	25	9
	合計	17	1	37	17

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成26年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注)1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 上記件数には、超過勤務時間以外の過重負荷要素も総合的にみて公務上の災害と判断されたものを含む。

3. 「その他」の件数は、宿日直勤務等、超過勤務ではないが拘束が長期間にわたるものや、異常な出来事等により極度の心理的負荷が認められたことにより、公務上の災害となると判断された事案等の件数である。

第7-13表 精神疾患等の常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務別認定件数

区分	年度	平成25年度		平成26年度	
			うち死亡		うち死亡
常勤職員		17	1	37	17
常勤的非常勤職員 ^(注2)		0	0	0	0
再任用短時間勤務職員 ^(注3)		0	0	0	0
合計		17	1	37	17

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成26年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注)1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 「常勤的非常勤職員」は、地方公務員災害補償法施行令第1条第2号に定める職員である。

3. 「再任用短時間勤務職員」は、地方公務員災害補償法施行令第1条第1号に定める職員である。